



豊島区教育ビジョン2015

－豊島区教育振興基本計画－



平成27年(2015年)3月
豊島区教育委員会

「教育都市としま」の高峰に挑む

平成27年3月 豊島区教育委員会

教育は不易と流行への対応が肝要です。人類遺産としての言語や文化、科学や歴史といった幅広い教養を継承し人格の完成を目指す（不易）一方で、国際化や科学技術化・情報化が進む知識基盤社会、少子高齢化社会（流行）に逞しく生き抜くための教育施策が重要となります。

我が国の教育は、平成18・19年に教育基本法や教育関連法が改正され、旧法が示す普遍的価値を継承しつつ、道徳心や自律心、公共心を重視し、家庭教育支援や幼児教育の充実を謳い上げました。平成20年には小・中学校学習指導要領が全面改訂され、「生きる力」の中での「確かな学力」が教育の根本指針となりました。

豊島区教育委員会は、こうした背景を受け止め、『豊島区教育振興基本計画』（「豊島区教育ビジョン2010」）を策定し、教育施策の根拠としてきました。当初予定した88の実施施策にはすべて着手し、学力の向上や学校図書館の活性化、新規事業等において大きな成果（＊第3章参照）を上げてまいりました。とりわけ、オール豊島の英知を結集して作り上げてきた「学びと育ちの連続性」や「学びと授業のモデルチェンジ」という教育原理論をはじめ、「豊島の子七か条」や「豊島教員ミニマム」、「学習情報センター化構想」、「豊島区教育の情報化ビジョン」等のトータルマネジメントは、21世紀型の教育に通じる、質の高い峰へと誘ってきたものと確信しています。

次期教育課程へ向けて検討の始まった平成26年7月、学識経験者や関係団体で構成された「教育ビジョン検討委員会」は、5年間にわたる「教育ビジョン2010」の進行管理及び隣接校選択制に関する検証を行い、豊島区教育委員会に答申文を提出しました。教育委員会では豊島区議会「子ども文教委員会」に答申内容を報告し、パブリックコメントを受けた後、平成27年3月の第3回教育委員会臨時会で最終決定をいたしました。平成27年4月以降は、新設の「総合教育会議」に位置付け、「豊島区教育ビジョン2015」（以後、本ビジョン）をもって、「教育都市としま」の新指針として教育の高峰に挑み、「子どもに学びがいを、教師に教えがいを、学校に元気を」もたらしたいと、固く決意するものです。

教育は、夢をつくり、人をつくり、そして、この國の形をつくります。教育の営みは倦まず弛まずです。決して派手ではなく、パフォーマンスでもありません。意図的、計画的、系統的に、日々実直に繰り返されてこそ、継続した力を得るものです。その意味で、本ビジョンは生まれたての、夢を与えそうな、人を育てそうな器でしかありません。子どもも教員も学校も、そして、教育関係者や地域の方々の英知をも結集して施策や事業の達成に向かうとき、本計画に本格的な入魂ができるものと考えます。

学校・教育関係者をはじめ、広く区民の皆様が本ビジョンを手に取られ、多くの声を寄せていただくことを心より祈念いたします。

目 次

第1章 計画の概要

1 「教育ビジョン2010」から「教育ビジョン2015」へ	3
2 「教育ビジョン2015」の位置付け	3
3 計画の構成	4
4 計画期間と進行管理	5

第2章 「教育ビジョン2010」の成果と教育環境の推移

1 「教育ビジョン2010」の成果	9
2 豊島区の教育環境の概要	12

第3章 教育を取り巻く動向と豊島区の対応

1 5年間の社会状況等の変化	19
2 「教育ビジョン2010」策定後の新規事業	21
3 「教育都市としま」のさらなる実現に向けて	24
4 教育目標と計画が目指す「子ども像」	25

第4章 新たな教育ビジョンの構成

1 策定にあたっての視点 —6つの施策と14の事業体系—	29
2 実施施策及び実施事業	41
3 施策体系	58
4 豊島区教育ビジョン検討委員会で議論のあった課題	61

第5章 計画の推進に向けて

1 区長部局との連携	67
2 周知・進行管理	74

参 考

1 豊島区教育ビジョン検討委員会での検討経過	79
2 豊島区教育ビジョン検討委員会運営要綱	80
3 豊島区教育ビジョン検討委員会 委員名簿	82

第1章

計画の概要

1 「教育ビジョン2010」から「教育ビジョン2015」へ

「教育ビジョン2010」は、平成22年度から31年度までの10か年の計画であり、5年目に見直しを行うとされている。

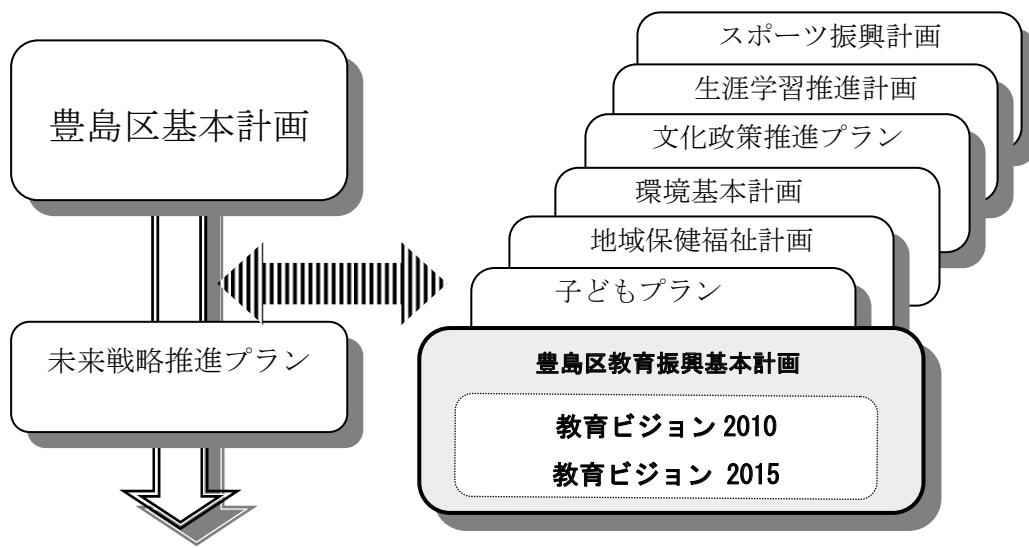
計画期間前期終了年度の平成26年度にこれまでの実施状況を踏まえ、後期5年間の計画として「教育ビジョン2015」へ改訂するものである。

2 「教育ビジョン2015」の位置付け

「教育ビジョン2015」は、「教育ビジョン2010」と同様に、豊島区基本計画の「子どもを共に育むまち」分野の施策推進に関する計画という位置付けをもち、「子どもプラン」をはじめ、関連分野別計画と連携しながら計画の推進を図る。

また、「教育ビジョン2015」は、豊島区の学校教育の振興施策に関する基本計画と位置付け、教育基本法に規定された教育振興基本計画としての性格をもつものである。

<図表1> 豊島区基本計画と豊島区教育ビジョン2015及び他の分野別計画



* 教育基本法

日本の教育に関する根本的・基礎的な法律。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となり、「教育憲法」と呼ばれることもある。平成18年12月に公布・施行された現行の教育基本法は、本則は18条あり、第1章から第4章までに分けられている。それぞれ「教育の目的及び理念」「教育の実施に関する基本」「教育行政」「法令の制定」について規定されている。

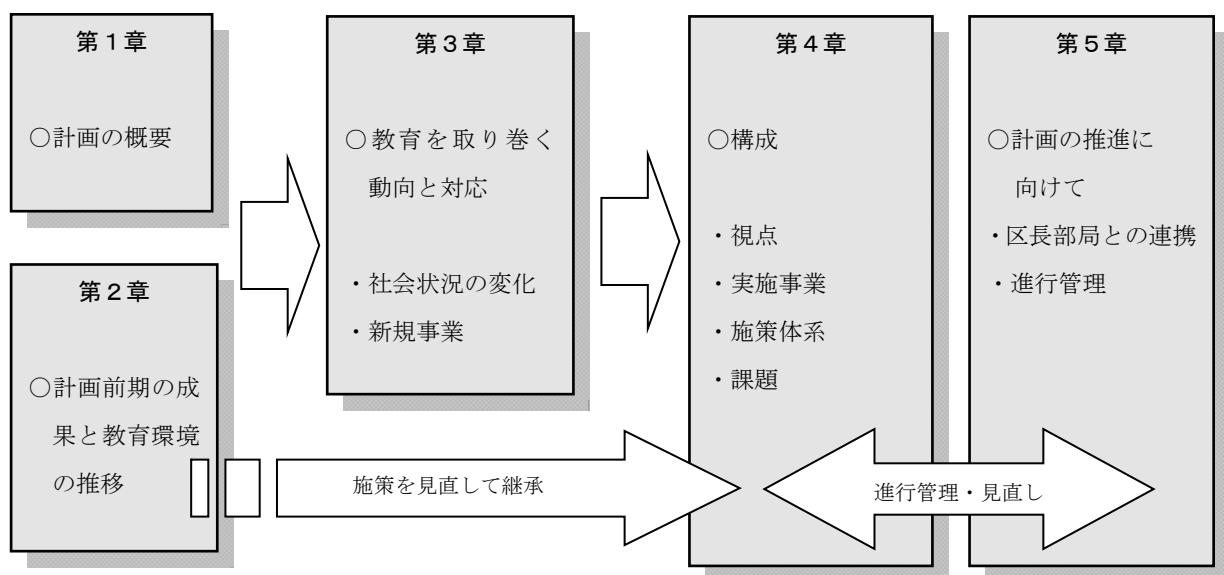
* 教育振興基本計画

教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画。改正教育基本法で、政府が作り国会に報告することが定められ、地方自治体も国の計画を参考に、地域の実情に応じた基本計画を作ることが努力目標となっている。

3 計画の構成

「教育ビジョン2015」は、第1章で計画の概要、第2章で「教育ビジョン2010」の成果と教育環境の推移を記載した。第3章で5年間の教育を取り巻く動向と新規事業を記載した。第4章で施策と実施事業の概要と体系を記載した。第5章では計画の推進に向けて、区長部局との連携、周知・進行管理について記載した。

＜図表2＞ 計画全体の構成



＜図表3＞ 第4章の構成

[第4章1 6つの施策と14の事業体系]

[第4章2 実施事業]

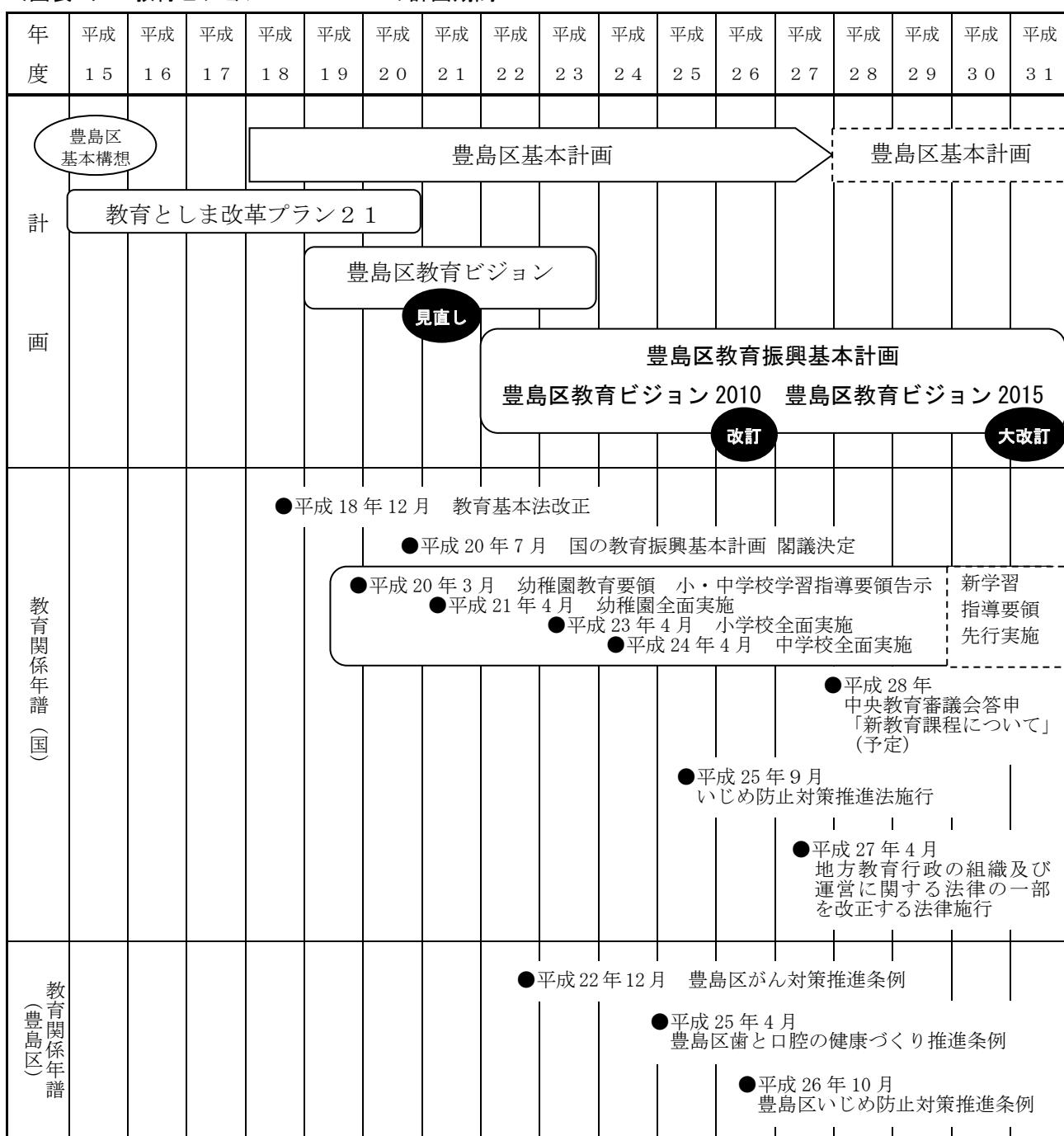


4 計画期間と進行管理

豊島区教育振興基本計画としての「豊島区教育ビジョン2010（前期計画）」は平成21年度から平成26年度まで、「教育ビジョン2015（後期計画）」は平成27年度から平成31年度までの5年間となっている。

計画の進行管理は、毎年、学校等の協力を得て実施状況を総合的に検証していくとともに、重点施策は未来戦略推進プランの重点施策にも盛り込み、区長の主宰する総合教育会議及び教育委員会の基本方針に位置付けて推進していく。

<図表4> 教育ビジョン2010・2015の計画期間



豊島の子七か条

- 一 早寝早起き朝ごはん、元気な一日をスタートさせよう
- 二 さわやかなあいさつ、はずむ会話に心をそえよう
- 三 ルールとマナー、守って、楽しく、安全にすごそう
- 四 人への思いやり、いじめを許さぬ強い意志をもとう
- 五 好奇心、進んで学習、自分の力を伸ばそう、役立てよう
- 六 読書にひたり、世界を広げ、知恵と心を豊かにしよう
- 七 毎日運動、進んで体を動かし、心も体もきたえよう

豊島教員ミニマム

～ 子どもに学びがいを、教師に教えがいを、学校に元気を！ ～

教育は教化も感化も重要なり

- ☆ 子どもの知的好奇心をゆさぶり、やる気を引き出し、達成感をもたせよう
- ☆ 学習3つの心得を、確立させよう
(①人の話は目で聞く、②自ら問いをもって考える、③互いに高め合う)
- ☆ 話し合い、学び合い、協同を促し、学びがいを実感させよう

教育は為すことによって身につく

- ☆ ひと言の重みを自覚し、子どもが抱える心の悩みをとらえよう
- ☆ 子どもの可能性や能力を信じて、最後まで指導をしよう
- ☆ 子どもの心に向き合い、温かい人間関係を築こう

教育は人なり、チームプレーなり

- ☆ 理屈抜き子どもや学校を好きになろう
- ☆ 「フェイス・ツウ・フェイス」を大切に、共に汗して絆を深めよう
- ☆ 忙中笑顔、人には優しく、自らには厳しく

* 豊島の子七か条

豊島の子どもに身に付けて欲しい「基本的な生活習慣」「学習・運動習慣」「読書習慣」やいじめ根絶等、子ども自らが、意識して追求し、取り組めるよう学校や家庭で働きかけをするために作成したるべき子どもの学びや生活スタイル。

* 豊島教員ミニマム

豊島区に愛着をもつ教員を育成し、各教員が「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」「保護者や地域との適切な対応力」「組織の一員としての円滑な校務遂行力」を身に付け、豊島区の教員なら「いつでも、どこでも、だれでも、これだけはできる実践力」の姿を示したもの。

第2章

「教育ビジョン2010」の 成果と教育環境の推移

1 「教育ビジョン2010」の成果

(1) 施策の実施状況

平成22年3月に策定した「教育ビジョン2010」は、平成20年3月に告示された幼稚園教育要領と学習指導要領を踏まえ、「教育内容の充実」と「教育施策推進体制の充実」の2分野で、各々、4の施策と52の実施施策、3の施策と36の実施施策を位置づけている。

「教育ビジョン2010」の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間であるが、平成26年度までの5年間で、すでに88全ての実施施策に着手してきた。このうち、「学校改築計画の中・後期計画の策定と推進」については、計画内容を見直して改善を図りつつ、他の実施施策についても内容の拡充を果してきている。

＜図表5＞ 「教育ビジョン2010」施策分野、施策と実施施策

施策分野	施策	実施施策
I 教育内容の充実	「確かな学力」の育成	16実施施策
	「豊かな人間性」の育成	11実施施策
	「健やかな心と体」の育成	9実施施策
	未来を切り拓くとしまの子の育成	16実施施策
II 教育施策推進体制の充実	教師力の向上	9実施施策
	地域に信頼される学校運営	14実施施策
	質の高い教育環境の整備・充実	13実施施策

(2) 成果指標の達成状況

「教育ビジョン2010」では、成果指標として7の施策の方向ごとに重点施策を中心に目標値を設定している。

目標年度は平成26年度であるが、平成25年度現在、8の施策で達成率100%以上、3の施策で達成率90%以上となっている。

(3) 教育に関する事務の点検・評価

教育委員会の権限に属する事務については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づいて、教育に関する学識経験者等の知見を活用した点検及び評価を毎年実施し、その結果に関する報告書を作成し、区議会に提出するとともに、公表することとしている。

本区では、3人の委員で構成する「教育に関する事務の点検・評価委員会」を設置し、「教育ビジョン2010」の施策を構成する事務事業について、ヒアリング及び視察によって実態や実際の姿を踏まえた点検・評価を実施している。

点検・評価にあたっては、平成25年度からは有効性（事業が施策の推進に寄与しているか）と効率性（実施方法が効率的で、コストが適正か）の観点から事業を分析するとともに、事業が施策の目的達成に有効に機能しているかという観点で、「A：高い B：適正 C：低い」という3段階の標語で総合的に評価している。

平成22年度から平成26年度までの5年間に、延べ36の事業について点検・評価を実施したが、いずれの事業も高い評価を得ている。<図表6>は、事業評価結果の一覧である。

＜図表6＞ 年度別点検・評価事業及び評価（平成22年度～平成26年度）

年度	評価事業	評価	標語
22	部活動維持	A	S:大変良い A:良い B:普通 C:悪い
	学校ICT環境整備	A	
	学校安全・安心事業	B	
	小学校大規模環境整備事業	A	
	小学校・中学校みどりの整備事業	A	
	指導書・学習資料作成等	S	
23	開かれた教育推進事業・学校衛生委員会運営	A	A:良い B:普通 C:課題あり
	学校ICT環境整備	B	
	学校安全・安心事業	B	
	安全・安心な学校づくり交付金対象事業	A	
	区立小・中学校英語教育推進事業	A	
	キャリア教育（中学生の職場体験）	B	
	教員の人材育成	A	
24	日本語初期指導事業	B	A:良好 B:普通 C:不十分
	学校ICT機器の整備・活用	C	
	学校図書館の整備・充実	A	
	安全・安心な学校づくり事業	B	
	小・中学校の改築	B	
	学校施設環境改善事業	B	
	区独自の学力調査	A	
	教員の研修・人材育成	A	
25	教育相談機能の充実	B	A:高い B:適正 C:低い
	西池袋中学校の改築	A	
	芝生の維持管理	B	
	環境教育研修	A	
	能代市との教育連携	A	
	区独自の学力調査	A	
	中学校補習支援チューター事業	A	
26	学校施設環境改善交付金	A	
	心理検査「ハイパーQU」	A	
	がんに関する教育	A	
	教育研究校（防災教育）	A	
	教育相談・就学相談等相談体制の充実	A	
	スクールソーシャルワーカーの配置	A	
	特別支援教育の充実	A	
	外国籍、帰国児童生徒への支援事業	A	

※評価方法

- 平成22～24年度…行政評価の手続きにしたがって行う「内部評価」と「教育に関する事務の点検・評価委員会」による「外部評価」に分けて実施した。図表の評価は内部評価の結果である。
いずれの事業も「外部評価」において、高く評価された。
- 平成25～26年度…教育ビジョン2010の施策を構成する各事務事業について、教育に関する事務の点検・評価委員によるヒアリング及び事業の視察を行った。事業の効率性と有効性を、3段階（A:高い、B:適正、C:低い）で評価した。

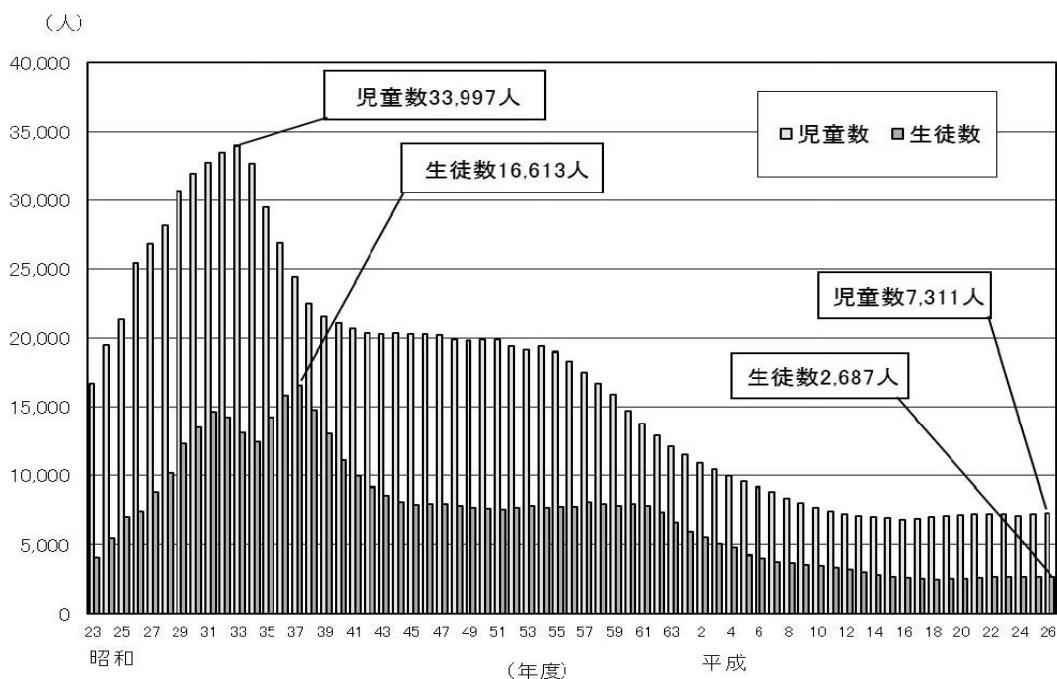
2 豊島区の教育環境の概要

(1) 豊島区の児童・生徒数の推移

本区の児童（小学生）・生徒（中学生）の数は、児童が昭和33年度の33,997人、生徒が昭和37年度の16,613人をピークに減少してきたが、平成17年度からは微増傾向が続いている。

ここ5年間の推移を見ても、若干の増加傾向にあり、平成26年度は、児童数7,311人、生徒数2,687人となっている。

＜図表7＞ 豊島区立学校の児童・生徒数の年度推移



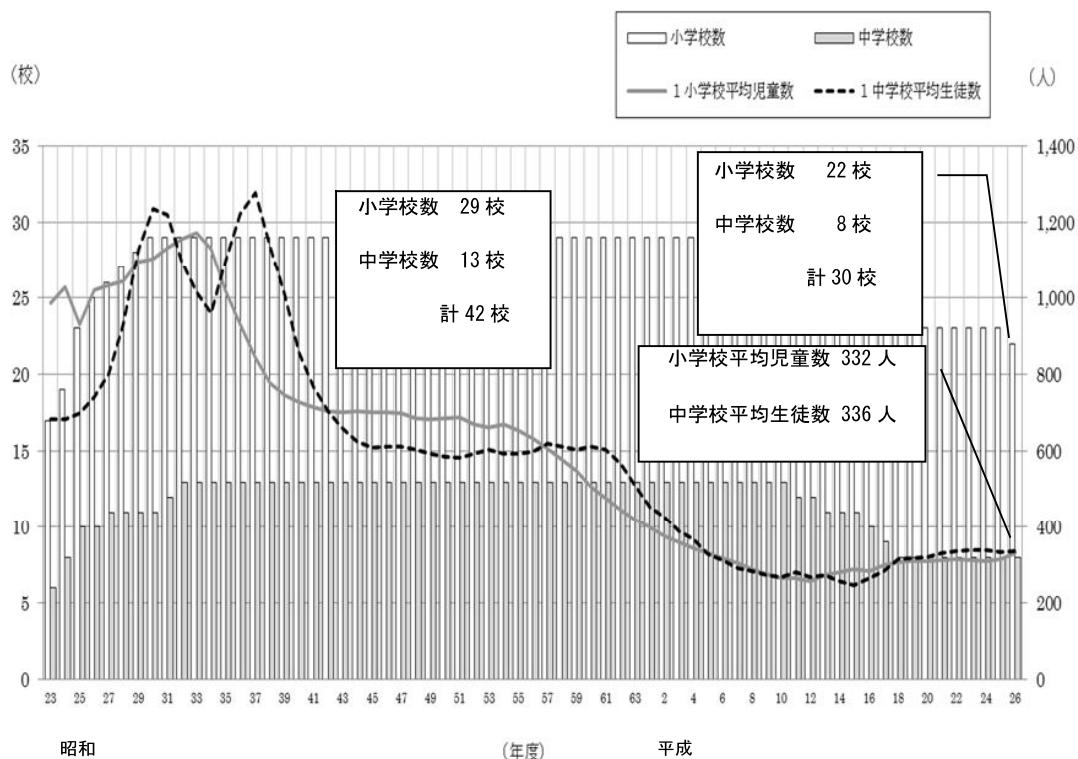
※数値は「5月1日学校基本調査」より

(2) 豊島区立小・中学校数の推移

区立小・中学校数は、昭和20年代の児童・生徒数の急増と同時に増加し、昭和33年度に小学校29校、中学校13校の合計42校となった。その後、平成11年度からの学校統合によって、現在は小学校22校、中学校8校の合計30校となっている。

また、児童・生徒数の減少に伴い、平成26年度の区立小・中学校の1校あたりの平均児童・生徒数は、ピーク時の4分の1程度の小学校332人、中学校336人となっている。

<図表8> 豊島区立学校数、1校あたり平均児童・生徒数の推移



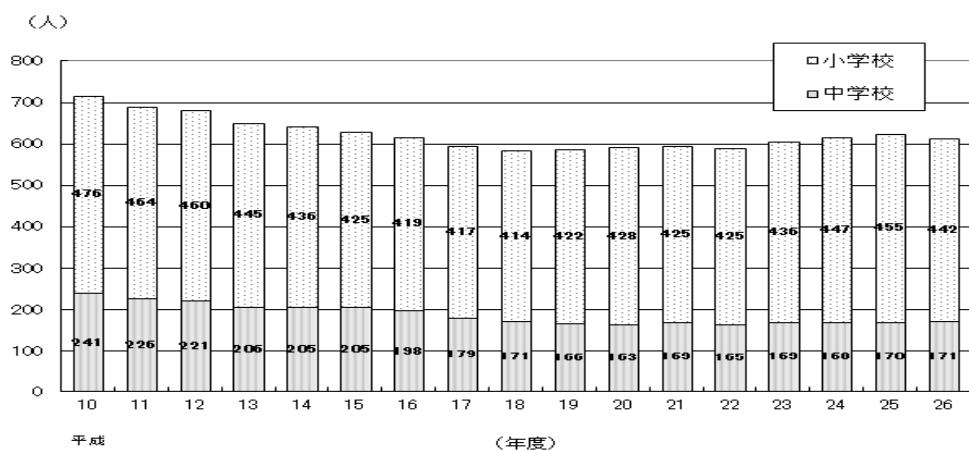
※数値は「5月1日学校基本調査」より

(3) 豊島区立小・中学校の教員数及び平均年齢の推移

区立小・中学校の教員数は、児童・生徒数の増減に並行して推移しており、平成26年度は、小学校442人、中学校171人で、5年前の平成21年度と比較して微増傾向にある。(図表9)

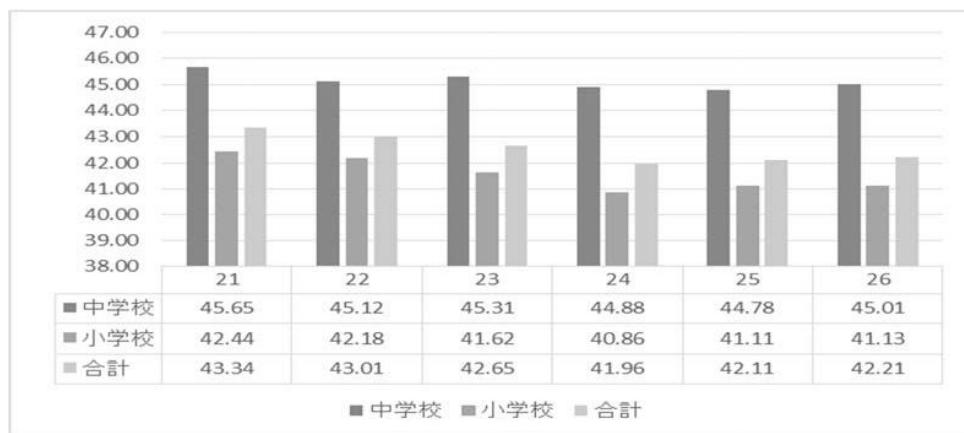
教員の平均年齢は、平成21年度では、小学校42.44歳、中学校45.65歳であったが、現在は、小学校41.13歳、中学校45.01歳と若年化が見られ、若手教員の占める割合が多くなっている。(図表10)

<図表9> 区立小・中学校の教員数の推移



※数値は「豊島区の教育」による

<図表10> 区立小・中学校教員（管理職含む）の平均年齢の推移



(4) 豊島区の幼稚園及び保育所の幼児数・施設数の推移

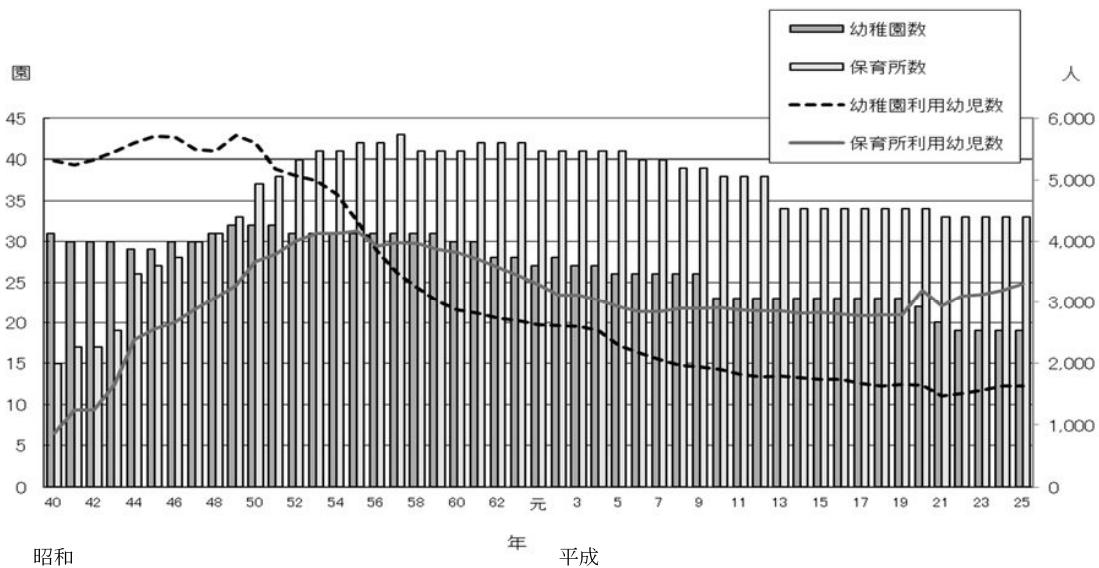
本区の幼稚園と保育園を幼児数と施設数で比較すると、図表11のようになる。

幼稚園利用幼児数と保育所利用幼児数を見ると、昭和50年代半ばまでは、幼稚園児数が保育園児数を上回っていたが、その後は、乳幼児数の減少に伴い、全体数が減少する中、保育園児数が幼稚園児数を上回ってきており、ここ5年間は保育園・幼稚園児ともに微増傾向にある。

施設数は、昭和40年代後半から保育所数が増大し、保育所数が幼稚園数を上回る状況が続いている。平成元年以降は、幼稚園、保育所とも減少したが、ここ数年は保育所待機児の増に伴い、保育所の増設が課題になっている。

区立幼稚園は、昭和40年代半ばから3園が設置され、40人定員で5歳児の1年保育をスタートし、平成2年度から5年度にかけて4歳・5歳の2年保育に移行し、定員数を各歳児30人として現在に至っている。

<図表11> 幼稚園・保育所施設数と利用幼児数の推移

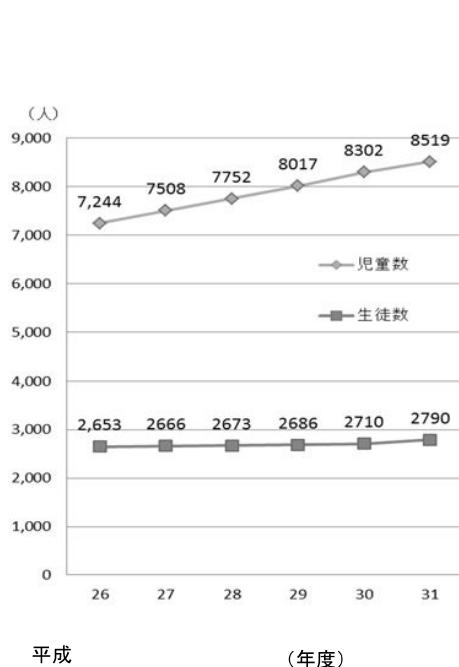


※保育所利用幼児数の数値の昭和40年～55年までは定員数（「豊島の統計」より）
 ※保育所数は4月1日、幼稚園数は5月1日の施設数（「豊島の統計」より）

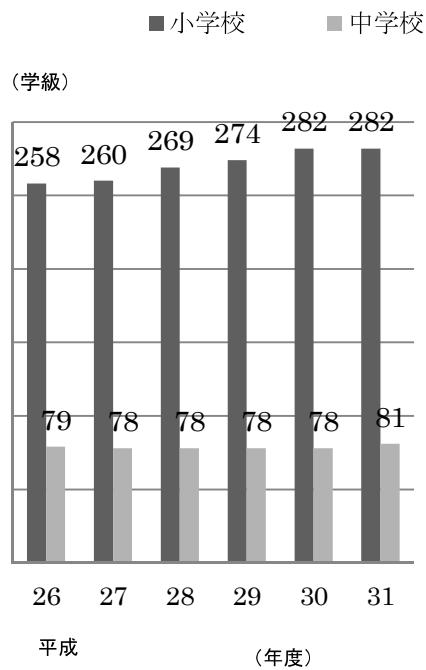
(5) 東京都教育人口推計（平成 26 年度、平成 27～31 年度の 5 年間）

本区の今後 5 年間の児童数・生徒数の推計を見ると、ともに微増傾向で、平成 31 年度には 26 年度の数値に比較して、児童数は 17.6% 1,275 人の増、生徒数は 5.2%、137 人の増、学級数は小学校が 2 学級、中学校は 2 学級増と推計されている。（図表 12、13）

＜図表 12＞ 豊島区立小・中学校
児童・生徒数の推計



＜図表 13＞ 豊島区立小・中学校
学級数の推計



※数値は東京都教育人口推計による（通常の学級対象）

第3章

教育を取り巻く動向と 豊島区の対応

第3章

1 5年間の社会状況等の変化

(1) 社会状況の変化

「教育ビジョン2010」が策定された平成22年3月以降、これまでの5年間、日本の社会は大きく激動している。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による死者・行方不明者は1万8千人を超え、大津波に起因する福島第一原子力発電所の事故も重なって、一時は40万人、いまだに2万人を超える人々が避難生活を余儀なくされている。本区の移動教室等や学校給食の食材の調達についても大きな影響を受け、緊急かつ適切な対応が求められてきた。

また、近い将来、マグニチュード7程度の首都直下地震の発生も予測されており、防災・減災対策として、防災意識の向上とともに、飲料水や食糧の確保及び学校での児童・生徒の安全確保、地域住民の避難場所の確保も想定した学校の在り方等、関係者との相互連携の必要性をはじめ、多くの課題解決が求められている。

(2) 教育をめぐる国の動向

平成23年10月に滋賀県大津市で、いじめ自殺という痛ましい事件が発生した。事件前後の学校と教育委員会の隠蔽体質が問題視され、大きな社会問題となった。また、平成24年12月大阪市で、顧問の体罰を受けた生徒が自殺する事件が発生し、教育界を大きく揺るがすことになった。

国は平成25年1月に「教育再生実行会議」を設置し、その後、いじめ問題の対応や教育委員会制度等の在り方、今後の学制等の在り方などについて、

* 東日本大震災

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波、およびその後の余震により引き起こされた大規模地震災害。この地震によって福島第一原子力発電所事故が起こった。

* 教育再生実行会議

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移すため、内閣の最重要課題の一つとして、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、教育改革を推進するために開催する会議。

第5次にわたる提言を行った。平成25年9月には「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成27年4月からは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正による新たな教育委員会制度がスタートすることになった。

さらに、文部科学省においては、次期学習指導要領の検討が本格的に始まり、道徳の教科化や小学校3年生からの英語活動・英語教育、小中一貫教育の制度化等、戦後70年を経過した日本の教育体制に対する大きな改革が進んでいる。

一方で、平成25年9月7日に、ブラジルのリオデジャネイロで開催されたIOC総会において、2020年オリンピック・パラリンピック大会の東京開催が決定し、オリンピック・パラリンピック教育の効果や体力向上とスポーツ振興の期待がもたれている。今後、オリンピック・パラリンピック大会に向けて海外からの来街者の増加が予想されることから、国際感覚に富む人材の育成と言語コミュニケーション能力の向上が求められている。

(3) 豊島区の状況

本区では、平成24年に区制施行80周年を迎えるこの年、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティの国際認証を取得し、安全・安心な街づくりに取り組んでいる。併せて、安全・安心な学校づくりを目指すインターナショナルセーフスクールの国際認証を朋有小学校が取得した。さらに、平成26年4月から、富士見台小学校が国際認証取得に挑戦し、朋有小学校は再認証の取得へ向けた取組が始まっている。活動を通じて子どもたちの事故やけがの予防意識が向上し、着実に成果をあげている。

さらに、平成26年12月、雑司が谷地区が日本ユネスコ協会連盟の未来遺産に登録され、当地の自然や歴史・文化の継承が大きな教育課題として再認識されてきた。折しも、平成27年5月7日、雑司が谷地区の自然景観と接続する位置に新庁舎がオープンした。10階屋上には、かつての豊島区の自然を再現した「豊島の森」を整備するとともに、8階、6階、4階の「グリーンテラス」を外階段で結ぶことで、自然環境を体感できる学習ルートを設けた。区内全児童7千人の声を生かして整備した「豊島の森」の活用によって、一層、都市型環境教育プログラムの開発・充実が可能となっている。

また、本年6月、オープン直後の新庁舎「まるごとミュージアム」を活用し、「アートオリンピア2015」が開催されることとなり、本区は、文化芸術創造都市を一層発展させる国際アート・カルチャー都市に向かって進んでいくことになる。教育の分野においても文化芸術活動を積極的に取り入れ、次世代文化の担い手となる本区の子どもたちに積極的に発信していく必要がある。

一方、平成26年5月、民間有識者組織の「日本創成会議」から豊島区が23区で唯一、「消滅可能性都市」とされた。区では「消滅可能性都市緊急対策本部」を設置して検討を続けてきたが、継続的に人口減社会への対策に全庁をあげて取り組むため、6月に「消滅可能性都市緊急対策本部」を発展的に解消し、「持続発展都市推進本部」を設置し、様々な施策を講じている。

2 「教育ビジョン2010」策定後の新規事業

「教育ビジョン2010」策定後の社会状況や、国や東京都の制度変更、新規事業の展開等を踏まえ、この5年間、「教育ビジョン2010」に記載のない多くの事業にも着手してきた。WHO認証センターのインターナショナルセーフスクール認証取得の他に、がんに関する教育及び歯と口腔の衛生に関する教育、秋田県能代市との教育連携、学校図書館司書の配置や防災教育の推進、豊島区いじめ防止対策推進条例の制定など、国や都に先駆けて、今日的な教育課題に真正面から取り組んできた。「教育ビジョン2015」においても、これら新規事業の一層の充実・推進を図っていく。

* いじめ防止対策推進法

平成23年に起こった大津市中2いじめ自殺事件が、平成24年になって発覚して、大きく取り上げられたことが契機となり、いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を規定した法律が平成25年に施行された。

* オリンピック・パラリンピック

4年に一度開催される世界的なスポーツの祭典。スポーツを通した人間育成と世界平和を究極の目的とし、夏季大会と冬季大会を行っている。世界200か国以上から選手が参加し、同じ場所で開催されるパラリンピックは、主に肢体不自由の身体障害者（視覚障害を含む）を対象とした競技大会の中で世界最高峰の障害者スポーツ大会。2020年に東京で開催される。

* 未来遺産（日本ユネスコ協会連盟）

地域の豊かな自然や文化を 100 年後の子どもたちに残すために地域の団体が取り組む活動を、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟が『プロジェクト未来遺産』として登録している。平成 26(2014) 年 12 月に、雑司が谷歴史と文化のまちづくり懇談会が取り組んできた「『雑司が谷がやがや』プロジェクト～歴史と文化のまちづくり」が選ばれた。

* 豊島の森

新庁舎の 10 階に、豊島区古来の植生を再現したビオトープ、森、川のせせらぎをつくり、草花や昆虫、水辺の生物を観察できるようにした森。豊島区全体の自然環境について理解を深めるための自然ミュージアムであり、区内の緑化地との緑のネットワークの拠点となる。

* 消滅可能性都市

「日本創成会議」人口減少問題検討分科会が、2010 年の国勢調査を基に試算し、2040 年時点に 20~39 歳の女性人口が半減し、存続が困難になると予測されている自治体を「消滅可能性都市」として、人口 1 万人をきる 523 の自治体を発表した。豊島区も「消滅可能性都市」にリストアップされ、発展可能として対策を講じている。

* 心理検査「ハイパーQU」

学校生活における児童・生徒一人一人の意欲や満足度、ソーシャルスキル、及び学級集団の状況を質問紙によって測定するもの。

＜主な新規事業＞

事業名	内 容
インターナショナルセーフスクール認証取得	WHO（世界保健機関）より認証された各地域安全推進協働センターが、安全な教育環境づくりを目指す学校に認める国際認証で、平成27年度には、朋有小学校が再取得、富士見台小学校が本区2校目の認証取得を目指している。
能代市との教育連携	平成25年1月に秋田県能代市と教育連携を締結、教員や生徒の相互交流を実施している。年1回、豊島区立小・中学校の全教員を集めて教育フォーラムを開催、示範授業やシンポジウムを実施している。平成26年度には、能代市と共に福井県も参加、全国の注目を集める取組となっている。
がんに関する教育	がんの仕組みやがん予防等について学習することにより、がんに対する子どもたちや保護者の意識を高め、命の大切さを学ぶ教育の充実を図っている。
豊島区いじめ防止対策推進条例	国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止等の対策について基本理念を定め、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として制定した。
心理検査 「ハイパーQU」	児童・生徒の学校生活に対する意欲や学級への満足度、対人関係に関する状況を把握するため、小学校第5学年以上の全ての児童・生徒を対象に年1回実施してきた。平成27年度からは年2回に拡充する。
学校図書館司書配置	区立小・中学校全校に学校図書館司書を配置し、学校図書館の環境整備や選書の充実、読み聞かせやブックトーク等、児童・生徒の読書に対する興味・関心を高め、読書力や国語力等の向上を図っている。
としま土曜公開授業	授業時数の確保と開かれた学校づくりを推進するため、月に1回程度、土曜公開授業を実施している。平成23年度から導入しており、保護者・地域との連携等成果を上げている。
小・中学校補習支援チューター事業	区立各中学校が実施している放課後や長期休業期間中の補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置している。平成27年度からは小学校にも配置する。
歯と口腔の健康づくりに関する教育プログラム	豊島区学校歯科医会の協力により作成した区独自の健康教育プログラム。歯みがきの意味の理解と習慣化、歯みがきに関する技能等の習得、食育との関連を視点に学習している。
防災教育	地域の消防団による防災体験授業や合同防災訓練への参加等、地域・関係機関と連携した防災教育を推進している。千川中学校が消防総監賞を受賞するなど大きな成果をあげている。
スクールソーシャルワーカー	不登校や虐待等、学校では対処しきれない問題の解決に向けて、学校からの申請に基づき、社会福祉士等の専門知識や経験等を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、困難案件への早期対応を強化している。

3 「教育都市としま」のさらなる実現に向けて

「豊島区基本計画」の実施計画である「未来戦略推進プラン2015」は、文化と品格を誇れる価値あるまち、安全・安心を創造し続けるまちを目指し、豊島区をこれからも持続的に発展させるため、国際アートカルチャー都市の実現に向け、計画を進めている。そのため、福祉、子育て、教育、防災、治安、健康等の「未来戦略推進プランの目標」を掲げている。改訂された「教育ビジョン2015」は、これらの計画を踏まえ、「教育都市としま」のさらなる充実を図る実施計画としての理念と教育課題及び各分野別実施施策を示したものである。

「教育都市としま」とは、まず、明治、大正、昭和と百数十年を経て形成されてきた、公立私立の学校教育発祥の歴史と伝統、先人の知恵に学ぶ教育である。さらに、副都心としての立地、交通機能等などの利便性に支えられた多くのサービスを提供する教育であり、幼児教育から大学教育までの多様な選択肢と質の高い教育を備えた教育都市としての総称である。

この都市に生まれ育つ子どもたちは、新たな文化を創造し、品格ある都市づくりに携わる地域社会の一構成員である。同時に、誇れる地域社会を将来に受け継ぎ、国際社会の中にはて次代を担う主体となる存在でもある。本ビジョンは、幼児・児童・生徒が日本や地域の歴史と伝統を敬いつつ、郷土への愛着と誇りをもって生き抜く力と確かな学力を身に付けられるよう、「教育都市としま」の在り方を方向付け、価値付けることを目的としている。

教育は、人づくり、夢づくりである。そして、21世紀の日本と「教育都市としま」の形を創出する嘗みでもある。そのためには、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、自主的精神に満ちた健全な人間の育成と、我が国の歴史や文化を尊重し、国際社会に生きる日本人、豊島区民の育成を期して行わなければならない。

同時に、経済・社会のグローバル化、高度情報化、地球環境問題と温暖化、少子高齢化、ハイリスク化等、社会や時代の変化に主体的に対応し、日本と豊島区の未来を担う人間を育成することが重要である。

本ビジョンは、「教育都市としま」を大きく発展させた前ビジョンの本旨を確実に継承し、「子どもに意欲と学びがいを、教師に教えがいを、学校に元気を！」を合言葉に、豊島区の魅力が誇りとなり、区民が寄せる教育への搖るぎない信頼を得ることができるようさらなる実現を目指すものである。

4 教育目標と計画が目指す「子ども像」

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒に対する本区の教育が目指すべき目標として、以下のように教育目標を定めている。

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒（以下、「子ども」という）が知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、豊かな環境の中で、子どもたちが、生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するよう関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらに、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが連携して行わなければならぬものであるとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

（平成27年2月 豊島区教育委員会決定）

この教育目標を実現するため、教育ビジョンが目指す具体的な子ども像を以下のように規定した。

【目指す子ども像】

夢に向かって 未来を切り拓く としまの子

いかそう みがこう きたえよう

- 自ら学び 考え 豊かに表現できる子ども
- 自他を認め合い 思いやりのある心豊かな子ども
- 健康でたくましく生きる子ども

第4章

新たな教育ビジョンの構成

第
4
章

1 策定にあたっての視点 －6つの施策と14の事業体系－

「教育ビジョン2010」では、「教育都市としま」の目標として「夢に向かって 未来を切り拓く としまの子」の育成を掲げ、目指す子ども像に、「自ら学び、考え、豊かに表現できる子ども」、「自他を認め合い、思いやりのある心豊かな子ども」、「健康でたくましく生きる子ども」を、豊島区教育振興基本計画に具体的に規定した。

「教育ビジョン2015」においても、目標と目指す子ども像を継承し、幼児・児童・生徒の「生きる力」の育成に重点を置いた施策を構築していく。また、次期学習指導要領改訂では「生き抜く力」への方向付けも検討されており、留意したい。

「生きる力」とは、①基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、③たくましく生きるために健康や体力などをもっていることを意味し、まさに、目指す子ども像そのものである。そして、これらの資質や能力は、変化の激しい21世紀に自立した人間として生きていくための総合的な力としての「人間力」(キーコンピテンシー) と言い換えることもできる。

「教育ビジョン2015」の策定にあたっては、この「生きる力」＝「人間力」の育成に視点を置き、

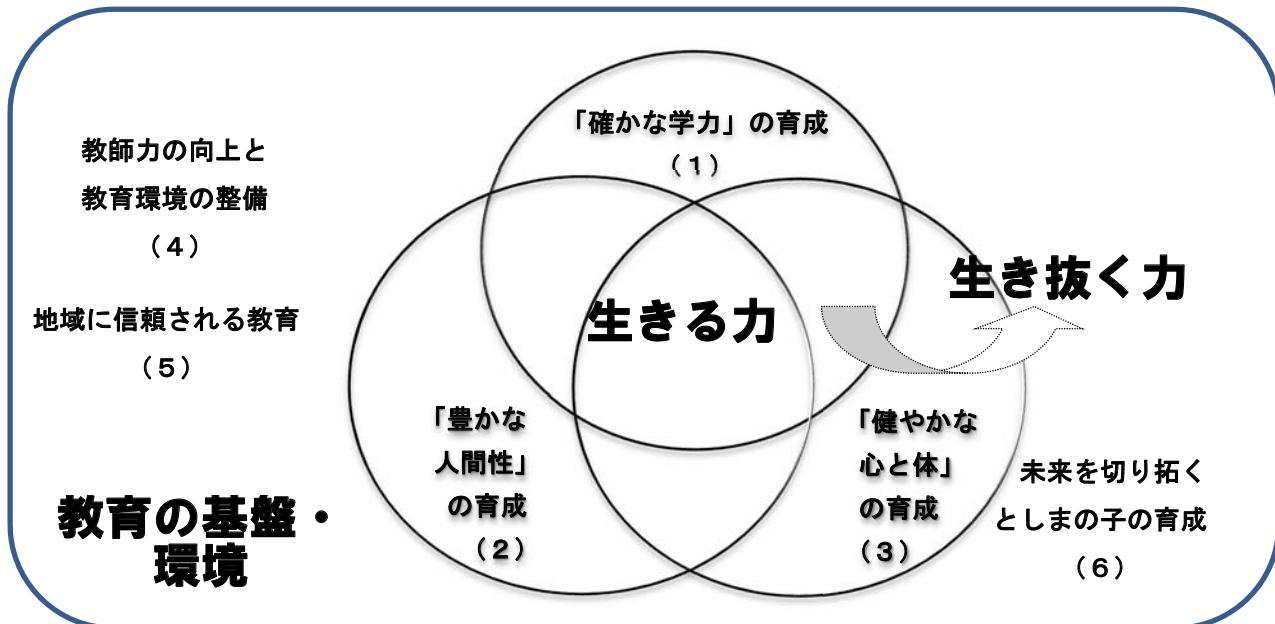
- ① 「教育ビジョン2010」に記載のない新規事業
 - ② 今後の学習指導要領の改訂等を見据えた施策
 - ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた施策
- などを、展開していく。



* キーコンピテンシー

日常生活で必要となる能力（コンピテンシー）のうち、特定の専門家だけでなく、すべての個人に求められる能力。

(1) 「確かな学力」の育成



「確かな学力」とは、知識や技能に加えて、学ぶ意欲や、自ら課題を見出し主体的に判断し行動して、よりよく問題解決する資質や能力等を指す。これは、「教育都市としま」の目標である「夢に向かって 未来を切り拓く としまの子」の礎となる力である。

知識基盤社会において、「自ら課題を見い出し解決する力」、「知識・技能の更新のための生涯にわたる学習」など、社会の変化に柔軟に対応できる能力を幼児・児童・生徒に身に付けさせることが不可欠である。また、幼小中一貫教育連携プログラムを充実させ、幼稚園も含めた学びと育ちの連続性を大切にした教育に取り組んでいる。

今後は、学校教育のみならず、広く家庭や地域とも連携して、一人一人の幼児・児童・生徒に「自ら学ぼうとする意欲」と「学びがい」をもたせ、継続した学習ができるよう学習習慣の定着を目指していく。

「確かな学力」の定着を図るためにには、以下の8点が重要である。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ教科の基礎的な学力の定着を図る。
- ② すべての活動の基礎となる言語活動を一層充実させる。
- ③ 幼児・児童・生徒の自ら学ぼうとする意欲や態度を育てる。
- ④ 課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力及び情報活用の能力をはぐくむ。
- ⑤ 総合的な学習の時間や教科等において、合科的で横断的な課題を解決する探究的な活動を充実させる。

* 生き抜く力

中央教育審議会は平成25年6月、「第2期教育振興基本計画」答申で四つの基本的方向性の第1として「社会を生き抜く力の養成」を掲げた。東日本大震災の教訓やグローバル社会の到来も踏まえ、これから予測不能な社会に乗り出していく子どもたちは、知識をたくさん覚えていても実社会では使えないというのでは、今後の社会を「生き抜けない」という考えを打ち出した。

- ⑥ 知識・技能の習得型・活用型・探究型の学習方法を駆使し、関連させた学び方を体得させる。
- ⑦ 理数教育及び使える英語活動・英語教育として充実させる。
- ⑧ 家庭や地域とも連携して、基本的生活習慣や学習習慣、読書習慣の定着を図る。

以上の課題や背景を踏まえ、児童・生徒に「確かな学力」を育成するために、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

1－I 学びの基礎・基本の徹底

学びの基礎・基本とは、知識や技能に加えて、学ぶ意欲や、自ら課題を発見し主体的に判断し行動して、よりよく問題解決する資質や能力等を含めた学力である。ある事柄に関する知識の伝達だけに偏らず、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行い、児童・生徒がこうした教育のプロセスを通じて、基礎的・基本的な知識・技能を習得するとともに、実社会や実生活の中でそれらを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、更に実践に生かしていくようにすることである。

1－II 応用力・実践力の伸長

児童・生徒が、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、実践に生かせるようにするためには、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろんのこと、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導の方法等を充実させていく必要がある。

* アクティブ・ラーニング

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。能動的に学習することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。主に発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれ、教室でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効な方法とされる。

施策の方向	実施施策
1—I 学びの基礎・基本の徹底	① 言語活動の充実
	② 理数教育の向上
	③ 学力の定着と授業改善推進プラン
	④ 教育の情報化に対応した学習の推進
	⑤ 豊島ふるさと学習の充実
	⑥ 学習指導の充実
	⑦ 教材整備計画の策定
1—II 応用力・実践力の伸長	① 学校図書館の充実
	② 幼・小・中の円滑な接続
	③ グローバル化に対応した英語教育の充実
	④ 教育力の活用
	⑤ 伝統・文化の教育

(2) 「豊かな人間性」の育成

平成32（2020）年にはスポーツと文化の祭典東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。今後、国際化が加速する社会の中で、豊かな人間関係を築き、活躍するグローカル（グローバルかつローカル）な資質・能力を備えた日本人を育成することが求められる。

しかし、児童・生徒の自尊感情や他者と人間関係を形成する力等の課題解決力が十分に育っているとは言い難い。

こうした状況を踏まえ、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を推進し充実させること、さらには、人や社会、自然や環境等と直接的にかかわる様々な体験活動を通して、自己肯定感を高め、人と人が繋がる心を育てていく取組が求められている。

このような「豊かな人間性」をはぐくむためには、以下の4点が重要である。

- ① 児童・生徒の発達段階や場に応じて、あいさつや言葉遣い、社会的マナー等を一貫性をもち継続的に指導する。
- ② 適切な自己理解・他者理解に基づく相互理解を深め、自己肯定感の育成を図る。
- ③ 伝統・文化や歴史に学び、それらを尊重する教育を充実する。
- ④ 情操教育を充実させ、芸術や文化の魅力に感動する心を育てるとともに、文化芸術

創造都市の担い手を育成する。

以上の課題や背景を踏まえ、幼児・児童・生徒に「豊かな人間性」を育成するために、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

2—I 豊かな人間性と規範意識の育成

次代を担う人材育成の要となる施策は、道徳性に裏打ちされた「豊かな人間性」の育成である。「豊かな人間性」は、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、「夢に向かって 未来を切り拓く としまの子」の礎となる力である。

そのため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や人権教育の充実を図り、自尊感情を高め、規範意識や人間関係を形成する力をはぐくみ、社会参画への意欲や態度を育成する。さらに、様々な体験活動を通して、自己肯定感を高め、豊かな人間性と規範意識を育てる取組を充実させる。

2—II 豊かな人間関係を育む体験活動

体験活動は、豊かな人間関係を育むとともに、自ら学び自ら考える力等、生きてはたらく力の基盤であり、幼児・児童・生徒の成長の糧としての役割が期待されている。豊かな体験活動は言語活動や思考を活性化させ、発見や感動の教育効果をもたらす。自然のすばらしさや命の尊さ等を学ぶ体験活動、他者に対する思いやりをはぐくむボランティア活動、協働してものをつくる楽しさ、伝承技術のすばらしさを実感できるものづくり体験を「豊島ふるさと学習プログラム」に位置付けて、一層充実を図る。

施策の方向	実施施策
2—I 豊かな人間性と規範意識の育成	① 人権教育 ② 道徳教育の充実 ③ 生活指導の充実 ④ 情操教育の推進
2—II 豊かな人間関係を育む体験活動	① 自然体験活動の充実 ② ボランティア体験活動の推進 ③ ものづくり体験の推進

* 豊島ふるさと学習プログラム

教育都市としまのコンセプトである「学ばせたいまち、住み続けたいまち」の実現のために学習する本区固有の学習プログラム。「環境教育プログラム」「歴史・文化教育プログラム」「心と体のプログラム」等を系統的・継続的に学習し、ふるさとを愛する心情をはぐくみ、ふるさとで学んだことが国際人として誇れるようにすることをねらいとしている。

(3) 「健やかな心と体」の育成

幼児・児童・生徒の心身の調和のとれた発達を図り、「健やかな心と体」をはぐくむことは、知・徳・体の調和の取れた人間を育成する基盤である。しかし、幼児・児童・生徒を取り巻く環境の変化、生活体験の減少等の中で、健やかな心と体の育成の重要性が指摘されている。特に、日本有数の高密都市である本区は、運動する時間や場所が限られているため、体力・運動能力の低下が指摘されている。東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、幼児・児童・生徒の運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育・健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付け、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培うことが必要である。

さらに、交通事故、自然災害の発生など幼児・児童・生徒を取り巻く環境には、多くの危険が潜んでいることを認識し、幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力及び安全・安心な環境づくりに貢献できる資質・能力を身に付けさせる必要がある。

このような「健やかな心と体」を育成するためには、以下の6点が重要である。

- ① 幼い頃から日常的に体を動かし、積極的にスポーツに親しむ習慣を育成する。
- ② 運動の質と量を確保する。
- ③ 健康や安全に対する正しい知識や実践力を習得させる。
- ④ 基本的な生活習慣を確立させると共に生活規律の改善などにより、生活の自己管理能力を高める。
- ⑤ 食育指導を重視し、健康な食習慣及び食の自己管理能力を高める。
- ⑥ 地域や家庭と連携して、継続的・長期的に体力づくりに取り組み、運動習慣の定着を図る。

以上の課題や背景を踏まえ、幼児・児童・生徒の健やかな心と体を育成するため、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

3-I 健康づくり

幼児・児童・生徒の心身ともに健全な発達を促すためには、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、明るく楽しい生活を営む態度を育てることが必要である。また、健康を増進するためには、食生活の改善や睡眠時間の確保など、生活習慣の確立が不可欠である。こうした課題の第一義的な責任は家庭にあるが、学校においても指導体制を整備し、教育活動全体の中で体系的・継続的な生活習慣や食に関する指導を推進することが大切である。さらに、多様な学校給食により、栄養バランスの取れた豊かな食事を児童・生徒に提供するとともに、食物アレルギー対応など事故防止対策の徹底を図り、児童・生徒の生活の基盤となる健康づくり指導の充実に取り組む必要がある。

3-II 体力づくり

都会で生活している本区の幼児・児童・生徒の体力・運動能力は、運動する時間・場所・

機会の減少や生活習慣及び遊びの変化などにより、改善が進まない状況にある。これまでも、「一校（園）一取組」運動など、学校生活において、体を動かし、積極的にスポーツに親しむ習慣を育成するなど、幼児・児童・生徒の運動の質と量を確保に努めてきており、今後も、地域や家庭と連携して、継続的・長期的に体力づくりに取り組む必要がある。

3-III 安全・安心な学校

学校は、幼児・児童・生徒が安心して健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところである。その基盤として、安全で安心な環境が確保されている必要がある。本区では、学校、保護者、地域と連携し、幼児・児童・生徒の安全・安心の確保に積極的に取り組んでいる。今後も、信頼関係で結ばれた落ち着いた学級・学校づくりをはじめ、インターナショナルセーフスクール認証校の朋有小学校、認証取得を目指す富士見台小学校の活動の成果を全小・中学校で共有し、区内の警察署、消防署、区の治安対策課や防災課などと連携を図るなど、学校安全に関する様々な施策の拡充を図る必要がある。

施策の方向	実施施策
3-I 健康づくり	① 健康教育の充実
	② 食育の推進
3-II 体力づくり	① 生涯にわたって運動に親しむ態度の育成と 体力向上
3-III 安全・安心な学校	① 安全・安心な学校
	② 防災・減災教育

(4) 教師力の向上と教育環境の整備

「教育は人なり」と言われるが、教育ビジョン達成の成否は教師の実践力や人間的影響力にかかっていると言っても過言ではない。質の高い学校教育を実現するためには、幼児・児童・生徒や保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教員の育成確保が不可欠である。

平成25(2013)年に実施したOECD国際教員指導環境調査(TALIS)結果によれば、日本の教員は、校内研修等で日頃から共に学び合い、指導改善を図っている一方で、主体的な学びを引き出すことに対する自信がなくICTの活用も進んでいないこと、勤務時間の長さや人員不足感の大きさ等が指摘されている。

* 教師力

教師の教育指導に関する力量のこと。優れた教師の3つの要素として、①教職に対する強い情熱、②教育の専門家としての確かな力量、③総合的な人間力を挙げている。(平成17年10月26日中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」)

* 国際教員指導環境調査

職能開発などの教員の環境、学校での指導状況、教員への評価やフィードバックなどについて、国際比較可能なデータを収集し、教育に関する分析や教育政策の検討に資することを目指した学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた、OECDの国際調査。

豊島区では、この5年間で学力向上へ向けた様々な取組を進めており、全国学力・学習状況調査の結果が全国上位となるなど成果を上げてきている一方で、学力の二極化なども指摘されており、さらなる授業と学びのモデルチェンジが求められている。また、教員の若年化傾向は依然続いている、若手教員の育成や教育活動の中心的な役割を担う中堅教員の意図的・計画的な人材育成も大きな課題である。

このような人材育成や教育環境の整備を進めていくためには、以下の4点が重要である。

- ① 研修体系の見直しや区独自の教員育成プログラムを充実させるとともに、豊島区に愛着をもち、児童・生徒の学習指導に熱意と実践力を傾注する教員を育成する。
- ② 学力調査の結果に基づく授業改善推進プランのさらなる充実や、学力調査と心理検査「ハイパーQU」との相関関係に基づく授業改善を進め、習得・活用・探究の学習活動を確実に授業において実践し、すべての教員の授業力の向上を図る。
- ③ 高い授業力をもつ教員を授業改善リーダーとして派遣研修の機会を与えるなど、教員に教えがいをもたせるとともに、指導教諭を中心として、教員が互いに切磋琢磨する取組を通して、授業力を高めていく。
- ④ 教員の多忙感を改善するために、校務支援システムを活用し、事務の効率化や校務負担の軽減策を講じ、教員が幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保する。

以上の課題や背景を踏まえ、教師力の向上を図るため、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

4－I 教員の資質・能力の向上

教育の展開において、教員と幼児・児童・生徒との信頼関係を構築することは基本である。絶えず自己研鑽に励み、幼児・児童・生徒と正面から向き合い、教育の崇高な使命を深く自覚し、高い志をもつ教員を育成することが必要不可欠である。

教育者としての基本姿勢を示した「豊島教員ミニマム」に基づき、区立幼稚園・小中学校の教員の資質・能力の向上を目指す。若手教員の育成や教育活動の中心的な役割を担う中堅教員を秋田県能代市へ派遣し、授業改善の根本を学び普及させる。また、多岐に渡る施策展開により教員の実践的な指導力の向上を図る。

4－II 質の高い教育環境の整備・充実

幼児・児童・生徒に知的好奇心や探究心、豊かな心をはぐくみ、幼児・児童・生徒の「生きる力」を培い、「確かな学力」の定着を確実なものとするためには、より良い教育環境の整備・充実が必要である。

学びの拠点である学校図書館の整備や校務支援システムの充実、特別支援教室の改善・充実など教育環境の整備を進める。また、学校の老朽化に伴う学校改築の計画的な推進、環境への配慮、防災の拠点として地域に貢献できる安全・安心な学校づくり等、長期的視点に立った質の高い教育環境の整備・充実に努める。

施策の方向	実施施策
4—I 教員の資質・能力の向上	① 研修体系と内容の充実
	② 校内における人材育成の充実
	③ 教育研究校の推進
	④ 指導教諭・授業づくり支援員の活用
	⑤ 区内6大学との連携による教育活動の充実
	⑥ 秋田県能代市との教育連携
4—II 質の高い教育環境の整備・充実	① 学校図書館の充実
	② 校務支援システム
	③ 小規模校支援
	④ 特別支援教育の充実
	⑤ 特別支援教育の就学相談の充実
	⑥ 特別支援教育の施設及び人的支援に関する整備・充実
	⑦ カウンセリングの充実
	⑧ 不登校未然防止と学校復帰等に向けた取組の充実

(5) 地域に信頼される教育

幼児・児童・生徒は地域に学び、地域に育つ。幼児・児童・生徒が生活の基盤となる地域の歴史や文化に学び、地域を大切に思う心情をもち、健やかに成長するためには、家庭・地域・学校が共に手を取り合い、幼児・児童・生徒を育成していくことが必要である。また、学校・家庭・地域が連携し、それぞれの役割と責任を果たしながら、相互に支え合う体制づくりを進める必要がある。

このような体制を構築するためには、以下の3点が重要である。

- ① 家庭教育支援ネットワークを確立し、いじめや不登校、問題行動等の未然防止及び早期対応を強化する。家庭教育の充実を図るため、学校と家庭が相応の責任を果たし相互に協力していくとともに、家庭の教育力の向上を支援していく。
- ② 地域の人材を活用した学校運営連絡協議会の一層の充実を図り、コミュニティスクールとしての機能を充実させるとともに、学校評価や関係者評価を学校経営の改善に積極的に活用する。また、「子どもスキップ」と「放課後子ども教室」との一層の連携により、指導員や安全管理員の地域人材の活用を促進して、地域コミュニティの発展に寄与する。また、体罰防止策として、教員と併せて外部指導員向けの研修会を実施する。

* 学校運営連絡協議会

地域の代表者等を構成員とする協議会を設置し、地域に開かれた学校運営を推進するとともに、校長及び園長の経営方針に基づいた学校支援の在り方を協議する会。区内の幼稚園、小・中学校では、協議事項をもとに学校関係者評価を実施している。

- ③ 計画的・効率的に学校の施設改修を行い、より良好な教育環境を整備する。地域と調和した学校、景観や街並みの形成に配慮した施設整備を図る。また、地域開放施設の設置等地域のニーズに柔軟に対応した地域コミュニティの拠点として整備する。

以上の課題や背景を踏まえ、地域に信頼される教育を推進するため、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

5－I 家庭教育支援体制の充実

家庭教育の第一義的責任は保護者にあるという認識に立ち、幼児・児童・生徒の健全育成のために、家庭・地域・学校が連携を図りながら、家庭の教育力向上のための基盤づくりを推進する。

庁内関係課との横断的な体制を確立し、スクールソーシャルワーカーの活用、区独自の指導計画・指導内容に基づいた日本語学習の充実等、保護者自身が学び育つ学習の場や情報を提供し、家庭教育への支援を強化する。

5－II 地域の多様な人材を活用した活動の推進

地域と連携した学校教育を推進するため、学校運営連絡協議会や学校評価、関係者評価などの充実を図る。また、様々な学習機会や体験的な学習の場を意図的・計画的に設定し、地域の様々な分野の優れた人材をゲストティーチャーに招き、学校で行われる教育活動の充実を図る。

また、「子どもスキップ」との連携や部活動指導の充実に向けて、区内の大学や地域等の人材と連携する。地域からの人材を活用することにより、幼児・児童・生徒に、地域への愛着や誇りをもたせ、社会全体で学校の活性化、特色ある学校づくりなどの支援を図っていく。

5－III 学校施設の整備

幼児・児童・生徒の安全・安心な教育環境を確保するため、築50年を超える老朽化した学校を対象に、仮校舎の確保等改築条件が整った段階で実施計画に位置付け、学校改築を着実に進めていく。改築にあたっては、将来の児童・生徒数の動向や地域の実情を考慮し、今後の学校教育の進展やＩＣＴの進展等、社会状況の変化に対応した計画を策定する。

既存施設の整備については、計画的に点検・改修を行い、単に建築時の状態に戻すのではなく、学習情報センターやＩＣＴ環境の整備等これまでの改築のノウハウを生かし、教育方法・内容の多様化に対応した新たな設備を整備し、教育環境の充実と質の向上を図る。

* スクールソーシャルワーカー (SSW)

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みを抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

施策の方向	実施施策
5—I 家庭教育支援体制の充実	① 家庭教育支援ネットワークの確立 ② スクールソーシャルワーカー ③ 日本語学習支援 ④ 家庭学習の支援
5—II 地域の多様な人材を活用した活動の推進	① 学校運営連絡協議会の充実 ② 教育事務の点検・評価 ③ 放課後子ども教室の推進 ④ 部活動指導者の外部人材の活用拡大
5—III 学校施設の整備	① 学校改築計画の推進 ② 既存校の計画的な改修

(6) 未来を切り拓くとしまの子の育成

新しい時代に必要となる資質・能力を育成するためには、ある事柄に関する知識の伝達だけに偏らず、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行うことが大切である。幼児・児童・生徒がこうした教育のプロセスを通じて、基礎的・基本的な知識・技能を習得するとともに、実社会や実生活の中で習得した知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、さらに実践に生かしていくようにすることが重要である。

これらのこと踏まえ、知・徳・体の調和的な成長を促す教育活動を展開するとともに、本区の地域性や特色を踏まえ、今日的な課題・社会の変化などに対応できる幼児・児童・生徒を育成する。

このような未来を切り拓くとしまの子を育成するためには、以下の4点が重要である。

- ① 高密都市ならではの都市型環境教育を推進し、新庁舎の諸施設や「豊島の森」の活用を通して幼児・児童・生徒の自然環境や防災等への関心を高めていく。
- ② タブレット型パソコンや電子黒板、デジタル教材等を有効に活用するため、教員のICT活用能力の向上を図り、児童・生徒の情報活用能力を育成する。また、学校図書館を学習情報センターとして活用することで、読書活動を充実させ、情報活用能力を高める。
- ③ 小中連携教育の中で、9年間を見通したキャリア教育計画を作成し、継続的・系統的な指導により、キャリア教育の充実を図る。また、キャリア教育の視点から教科や領域との関連性を考慮し、組織的・計画的に指導していく。また、区内6大学及び様々な企業等、地域の教育資源として活用し、「将来の生き方」や「望ましい勤労観・職業観」の育成の充実を図る。
- ④ 幼児期から義務教育修了までを見据え、一人一人のニーズに応じた一貫した教育を行う。また、幼小連携による就学前教育、小中連携教育を推進し、地域や幼児・児童・生徒の実態に応じた連携プログラムを充実させる。

以上の課題や背景を踏まえ、未来を切り拓くとしまの子を育成するため、施策の基本的な枠組みとして次の施策の方向を定める。

6－I 新しい時代を拓く教育の推進

自ら課題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、実践に生かすことのできる児童・生徒をはぐくむために、新庁舎を活用した豊島区ならではの環境教育や読書活動、ICT 機器の積極的な活用など、義務教育 9 年間を見通したキャリア教育等を推進する。また、これらの教育活動の中で、児童・生徒が自ら判断する力を身に付けさせるとともに、地球環境やエネルギーの問題等、グローバルな視野をもった人と人との絆づくりができる能力を育成する。

6－II 幼児教育プログラムの展開

幼児期からの発達段階を視野に、学びと育ちの連続性を踏まえた幼児教育を推進する。幼児期においては、人格形成の基礎を培う教育が何よりも重要であることから、幼児の教育に携る幼稚園、保育所のみならず、小・中学校も共通認識をもって対応することが重要である。また、児童・生徒の育成に最も大きな役割をもつ家庭における教育の充実についても支援していくとともに、幼稚園、保育所と小学校との円滑な接続についても十分に配慮し、小学校就学前後の児童の育ちを支える体制を整備する。さらに、幼稚園が「地域の幼児教育センター」としての役割を果たすよう、当該園児のみならず、地域の児童及びその保護者を対象とした子育て支援活動を推進する。

「子ども・子育て支援関連 3 法」に基づく「認定こども園」については、乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う施設であることから、学校施設の複合化など設置に向けて調査研究を進めていく。

施策の方向	実施施策
6－I 新しい時代を拓く教育の推進	① 都市型環境教育 ② 教育の情報化 ③ キャリア教育
6－II 幼児教育プログラムの展開	① 幼児教育の充実

* グローバル

グローバル「global」とローカル「local」からの造語。国境を越えた地球規模の視野と草の根の地域の視点で様々な問題を捉えていくとする見方・考え方。

2 実施施策及び実施事業

1 「確かな学力」の育成

1—I 学びの基礎・基本の徹底

① 言語活動の充実

1	各教科等における言語活動の充実	各教科等の教育目標の実現を図るため、言語活動をアクティブ・ラーニングを構成する学習活動の一つとして指導計画に明確に位置付ける。問題解決的・探究的な学習活動の充実を図る等、各教科の特性を踏まえた言語活動を推進する。
2	R&C フェスタの実施	英語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力の育成を図る。また、区内小・中学校の読書活動の様子を広く区民に紹介とともに、今後の児童・生徒の国語力向上及び読書活動を推進する。

② 理数教育の向上

3	理数教育の向上	算数的・数学的活動や実験・観察の充実、ICTの活用等により論理的思考力やコミュニケーション（能力・実体験）等を重視した理数教育を推進する。また、理数教育推進教員の育成・活用を図るとともに、企業等と連携した体験型学習プログラムを拡充する。
---	---------	--

③ 学力の定着と授業改善推進プラン

4	学力調査の実施	学習指導要領に示されている教科の目標や内容について、国や都の学力調査や区独自の学力調査を活用し、児童・生徒の学習状況を把握する。
5	授業改善推進プラン	国・都・区の学力調査結果の分析により、各学校で授業改善推進プランを作成する。児童・生徒の学習の定着・習熟状況に基づいた課題を把握し、全教員の共通理解と授業改善の視点の明確化により、具体的な授業改善を推進する。
6	小・中学校補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置する。

* R&C (Reading & Communication) フェスタ

読書感想文コンクールの表彰や発表会、各学校独自の読書活動や紹介などを行う。また、中学生から読書活動と関連した英語による発表を行い、児童の英語への興味・関心を高めている。

④ 教育の情報化に対応した学習の推進

7	I C T 支援	教職員の I C T 活用指導力向上のため、各学校に I C T 支援員を配置し、機器の活用方法や授業支援を行う。
8	I C T 環境整備の継続	情報活用能力や情報モラルの基礎を身に付けるため、学習用コンピュータや電子黒板等の I C T 機器及び校内 L A N 等の整備を推進し、児童・生徒が活用しやすいよう学習環境を整える。
9	アクティブ・ラーニングの充実	言語活動や探究的な学習活動等、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習としてアクティブ・ラーニングを推進する。「思考の方法」や「情報リテラシー」「協働的な学び」等、21世紀型能力を育成する。

⑤ 豊島ふるさと学習の充実

10	豊島ふるさと学習プログラム	郷土にある自然を愛し、郷土への愛着をはぐくむ「環境教育プログラム」区内の特色ある歴史や文化に関する「歴史・文化教育プログラム」本区が独自に編成した健康教育「心と体のプログラム」等の学習を各学校で展開し、児童・生徒に「ふるさと豊島」を愛する心情をはぐくむ。
11	「豊島の森」の活用	新庁舎 10 階にある本区古来の植生を再現した「豊島の森」を活用し、豊島区の環境についての正しい理解を深める。また、自分が住む地域の環境を責任もって守るための行動がとれるよう環境教育の充実を図る。
12	職場体験・租税教育	全ての区立中学校において職場体験を実施する。また、豊島法人会や豊島税務署等関係機関と連携し、区立小・中学校全校において租税教室を実施する。児童・生徒に民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

⑥ 学習指導の充実

13	幼小中一貫教育連携プログラム	中学校ブロックごとに研究テーマを設定し、幼・小・中学校教職員が互いに授業を見合ったり、合同研修を実施したりすることにより、9年間の教育課程及び指導方法について相互理解及び適切な情報交換・交流を進める。
----	----------------	--

⑦ 教材整備計画の策定

14	教材整備計画の策定	新教育課程の実施に伴う教材整備計画を策定し、総合教育会議による調整を図る。
----	-----------	---------------------------------------

1-II 応用力・実践力の伸長

① 学校図書館の充実

15	「国語力向上キット」の活用	本区が独自に開発した「国語力向上キット」「ななまるくんの120冊」(豊島区の推薦図書120冊についてのクイズ)「読書活動推進の手引き」「授業アイデア事例集」を有効に活用し、各教科等における言語活動を充実させるなど、児童・生徒の言語能力の向上を図る。
16	読書習慣の確立	「豊島区子ども読書活動推進計画」及び「東京都第三次子供読書活動推進計画」に基づき、各学校の教育課程に「読書週間」を位置付け、学校全体で読書活動を積極的に推進する。
17	学校図書館システムの活用	学校図書館システムを有効活用することにより、学校図書館の充実を図るとともに、児童・生徒の読書習慣を確立し、基礎学力を向上させる。
18	本に親しむ機会の充実	区立図書館と連携して幼稚園や小学校での読み聞かせや、朝読書、「本の紹介カード」を作成したりするなど、本に親しむ機会の充実を図る。
19	学校図書館司書を活用した読書活動の推進	学校図書館司書を全校に配置し、学校図書館の充実を図るとともに、児童・生徒の主体的な学習活動を支援し、学校図書館の「学習情報センター」機能を高める。

② 幼・小・中の円滑な接続

20	接続期のカリキュラム改善	幼児期のアプローチカリキュラム及び小学校でのスタートカリキュラムを充実させ、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図るなど、幼・小、小・中の接続期におけるカリキュラムを開発し、小1プロブレム、中1ギャップの解消を目指す。
21	幼小中一貫教育連携プログラム（再掲）	中学校ブロックごとに研究テーマを設定し、幼・小・中学校教職員が互いに授業を見合ったり、合同研修を実施したりすることにより9年間の教育課程及び指導方法について相互理解及び適切な情報交換・交流を進める。

③ グローバル化に対応した英語教育の充実

22	小学校外国語活動の充実	小学校1年生から英語活動を実施する。すべての時間にALT(外国人英語指導助手)を配置し、児童のコミュニケーション能力の素地を培う。
23	カリキュラム内容の改善・英語ノートの活用	これまでの英語活動の成果と課題を踏まえ、区独自の英語活動カリキュラムの充実を図る。また、国の英語ノートを積極的に活用する。

24	英語による授業実施	中学校では、オールイングリッシュで授業を実施する。また、「R&Cフェスタ」、「イングリッシュキャンプ」など、英語を使って自分の考えを表現する活動の拡充を図り、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
----	-----------	--

④ 教育力の活用

25	豊島スクールスタッフ派遣事業	多様な経験や技能、資格や特技を有する地域の方々を幼稚園、小・中学校に講師として招き、豊島区の伝統・文化や芸術等に関する授業を実施する。
----	----------------	---

⑤ 伝統・文化の教育

26	文化財の保存と活用	地域の文化財である伝統行事や伝統芸能、工芸技術などへの関心を高め、参加・伝承する機会を設ける。また、児童・生徒が文化財保護の理念を理解し、その保存と活用の担い手となるよう、学校向けパンフレットを作成する。
27	伝統・文化の継承	「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸凧づくり、菊づくり等）を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図る。

2 「豊かな人間性」の育成

2-I 豊かな人間性と規範意識の育成

① 人権教育

28	人権啓発活動	「人権の花」や「人権作文」、「人権に関する標語」などの取組を通して人権教育を推進するとともに、教職員を対象とする人権教育研修、初任者研修、10年経験者研修などを実施する。
29	人権教育プログラム	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進する。
30	いじめ防止対策	「豊島区いじめ防止対策推進条例」及び「豊島区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、いじめ防止対策の充実を図る。 また、インターナショナルセーフスクールの取組み（いじめは心のけが）や心理検査「ハイパーQU」の実施など、「いじめをさせない」という予防的な指導及び環境づくりを推進する。

* イングリッシュキャンプ

小・中学生を対象に、大学生の学生や留学生と英語のみを使う交流を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る態度の伸長を目指す。

② 道徳教育の充実

31	道徳性育成カリキュラム	幼児期の道徳性の芽生えを培うため、区独自に開発した区立幼稚園道徳性育成カリキュラムを活用し、家庭・地域と一体となった保育を推進する。
32	私たちの道徳等活用	国が作成した道徳資料「私たちの道徳」や東京都道徳教育教材集等を活用し、児童・生徒の発達段階に応じて、豊かな心をはぐくみ、よき行動を引き出す道徳教育を実践する。
33	道徳の教科化への対応	学習指導要領の改訂を見据え、「特別の教科 道徳」において必要となる問題解決学習や体験学習、「考える道徳」「議論する道徳」等、指導方法の抜本的改善を図る。

③ 生活指導の充実

34	情報モラル教育	情報ネットワーク社会に対応するため、タブレットPCを活用し、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育及び情報セキュリティ意識向上のための指導の充実を図る。 また、教員のICT活用能力の向上に向けた研修を実施する。
35	不登校対策	欠席児童・生徒の調査や登校支援シートの活用、連携相談員による状況確認や不登校ケース会議の実施、スクールソーシャルワーカーの活用促進等、不登校対策のさらなる充実を図る。また、登校支援シートや個別の教育支援計画に基づき、新しいタイプの教室の設置を目指す。
36	不登校復帰支援	引きこもり児童・生徒を教育センターに設置している「柚子の木教室」につなげ、学習やスポーツ、体験活動等を通して学校復帰に向けた支援を実施する。学校と連携し、学校行事参加、別室登校、ICTを活用した学習支援等を実施する。
37	教育センターにおける教育相談	教育センターでは、幼児期から青年期までの一人一人の自立を支える機関として、来所相談、電話相談、医療相談を実施し、相談内容に応じて学校訪問、不登校ケース会議、家庭訪問等を行うとともに関係機関との連携を図っていく。 区立幼稚園児童教育相談「うきうきグループ活動」では要支援の児童とその保護者のサポートを行う。
38	心理検査「ハイパーQ U」の拡充	児童・生徒の日常生活の行動や学習状況のデータに基づいて分析し、個々の学習特性や心情面、学級集団の実態に基づく、児童・生徒及び教員と人間関係を把握し、校内での学級づくりやいじめの早期発見及び不登校未然防止に役立てる。

④ 情操教育の推進

39	豊島ふくろう・みみずく資料館の活用	資料館に収蔵するふくろう・みみずく関連資料を、新庁舎3階と10階に展示するとともに、「庁舎まるごとミュージアム」にも活用を図る。
40	次世代文化の担い手育成事業	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図る。

2-II 豊かな人間関係を育む体験活動

① 自然体験活動の充実

41	移動教室・自然教室・スキー教室	移動教室や修学旅行、スキー教室などでは、自然体験活動を積極的に取り入れ、自然の大切さを学ぶ。また、生活科、社会科、理科、総合的な学習の時間などをを利用して、身近な自然と触れ合うなど、体験活動の充実を図る。
42	「いなか体験」の実施	区立中学校代表生徒が能代市を訪問し、農林や漁業等に関する学習を体験したり、民家に宿泊し、様々な生活文化に触れたりする等、都会では味わえない「いなか体験」を実施する。

② ボランティア体験活動の推進

43	地域ボランティア活動の推進	児童・生徒が、地域を大切に思う気持ちや他者に対する思いやりの心をはぐくみ、実生活に生かすことができるよう、地域ボランティア活動を推進する。年間指導計画に「あいさつ運動」や「落ち葉掃き」等地域ボランティア活動を位置付け、児童・生徒の発達段階に応じた組織的・計画的な活動の充実を図る。
----	---------------	--

③ ものづくり体験の推進

44	作品制作・鑑賞の推進 (区連合作品展の実施)	区内小・中学校が参加する連合作品展に向けて、作品制作に取り組むとともに、連合作品展の鑑賞を推奨する。表現や鑑賞の活動を通して、自らつくりだす喜びを味わうとともに、感性や想像力、手や体全体の感覚などを働かせながら造形的な創造活動の基礎的な能力を養う。
----	---------------------------	--

* 豊島ふくろう・みみずく資料館

南池袋小学校内に同校落成と同時に開館。故飯野徹雄氏が収集したふくろう・みみずく関連資料の寄贈を契機とし、その後、福井章二郎コレクション・斎藤みね子コレクション・松浦千鶴コレクション等の寄贈を受け現在にいたる。現在の所蔵数、約15,000点。

45	「としまものづくりメッセ」への参加・見学	幼児・児童・生徒が、ものをつくる楽しさと、つくりあげる成就感、達成感を体得し、その尊さや、伝承される技術のすばらしさを実感できるよう、幼稚園における保育や、小・中学校の生活科、図画工作、家庭科、美術科、技術家庭科など各教科等で、ものづくり体験を推進する。また、「としまものづくりメッセ」への参加や見学などを積極的に行い、キャリア形成体験に位置付ける。
----	----------------------	---

3 「健やかな心と体」の育成

3－I 健康づくり

① 健康教育の充実

46	がんに関する教育の推進	区独自に作成した教材を使用して、保健(保健分野)等において授業を実施する。教材についての研究実践や他自治体との情報交換をもとに教材の充実を図る。
47	歯と口腔の健康づくりの推進	区独自に作成した教材を使用して、保健(保健分野)等において、位相差顕微鏡等を活用した授業を実施する。また、教材についての研究実践や他自治体との情報交換をもとに教材の充実を図る。
48	学校保健の充実	学校における保健学習や保健指導を充実するとともに、学校医や保健所などの関係機関とも連携を図りながら、学校保健委員会をさらに充実し、児童・生徒の健康上の課題の解決を図っていく。

② 食育の推進

49	食育指導の充実	各小・中学校に食育推進チームや食育リーダー等を設置し、望ましい食習慣を形成するための食育指導の充実を図る。また、ガイドラインにもとづく食物アレルギーの対応を徹底し、心と体の健康づくりを推進する。
50	栄養教諭による研修会の充実	栄養教諭は、学校栄養職員の協力を得て、食育における校内研修会を実施し、食育指導の内容・指導方法の充実を図る。また、健康教育にかかわる研修・研究を実施し、食の自己管理能力を高めるとともに心と体の健康づくりを推進する。

* としまものづくりメッセ

区内の基幹産業である印刷業をはじめ、精密機器、金属製品等の製造業や独自の技術をもった区内企業などがそれぞれ優れた製品や高い技術を一堂に展示する池袋副都心の産業見本市。

* 位相差顕微鏡

位相差顕微鏡を活用することにより、生きたままの細菌を明暗をつけて鮮明に見ることができる。

3-II 体力づくり

① 生涯にわたって運動に親しむ態度の育成と体力向上

51	オリンピック・パラリンピック教育の推進	推進指定校を核として、オリンピック・パラリンピック学習を全校で実施する。また、国際理解教育の推進やコーディネーショントレーニングの導入、オリンピアン・パラリンピアンと児童・生徒との交流等により、オリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、児童・生徒の体力向上を着実に推進する。
52	運動習慣の改善と「一校一取組」運動の強化	体育、保健体育の授業を充実するとともに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析に基づき計画・実施する「一校一取組」運動を年間指導計画に位置付ける。年間を通して児童・生徒が運動に親しむ等、運動習慣の改善と体力向上を目指す。
53	民間団体と連携した運動教室の実施	地域の民間企業と連携をとり、体操や武道等の元オリンピック選手による実技指導を中心とした運動教室を実施し、運動スポーツへの関心を高める。

3-III 安全・安心な学校

① 安全・安心な学校

54	インターナショナルセーフスクール	インターナショナルセーフスクール再認証取得を目指す附属小学校、認証取得を目指す富士見台小学校の実践を基に、データに基づく科学的な手法を、全小中学校規模に広げ、安全で安心な教育環境づくりを推進する。
55	安全指導の充実	東京都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」を活用し、生活安全や交通安全、災害安全等安全指導の充実を図る。また、警察と連携したセーフティ教室や地域安全マップを活用した通学路の安全点検等により、学校内外の安全指導を徹底する。
56	薬物乱用防止教育	危険ドラッグなど薬物乱用の防止を目的として、薬物乱用防止教室を年間指導計画に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年1回以上実施する。また、教員に対しても生活指導主任研修会等で、薬物乱用防止教育の研修を行う。

② 防災・減災教育

57	防災・減災教育の研究	各教科において、防災・減災につながる内容を教材化して取り上げ、防災・減災に対して意識を高め、自らの命を守るために主体的に考え行動したりすることができるようとする。 また、「自ら危険を予測し、回避できる」能力を育てるため、状況に応じて適切な行動がとれる避難訓練など、複数のバリエーションによる避難訓練を実施する。
----	------------	--

58	地域と連携した防災訓練	「としま土曜公開授業」において防災デーを設定し、学校・保護者・地域が連携した訓練を実施する。
----	-------------	--

4 教師力の向上と教育環境の整備

4-I 教員の資質・能力の向上

① 研修体系と内容の充実

59	研修体系・実施方法の見直し・充実	時代の要請に応える教員の資質・能力の向上を図るために、経験や能力、職層に応じた研修体系を作成する。今日的な課題を解決するために、研修内容や研修方法を常に見直すとともに、初任者研修会、2・3・4年次教諭研修会等の若手教員育成に向けた研修の実施方法・内容を改善し、教育的実践力を高める。
60	研修内容の見直し	豊島教員ミニマムを活用し、目指すべき教師像を明確にもたらすことにより、教員の意識を高め、豊島区に愛着をもつ教員を育成する。保護者や地域に適切に対応する力や課題解決に向けて取り組む力、組織の一員として校務を遂行する力を高める研修の充実を図る。
61	豊島教員ミニマム・豊島の子七か条の徹底	豊島教員ミニマム・豊島の子七か条を校内等に掲出し、全教職員、幼児・児童・生徒、保護者、地域にその趣旨を周知・徹底する。豊島教員ミニマム・豊島の子七か条に基づき、幼児・児童・生徒や保護者から信頼される教員、「基本的な生活習慣」「学習習慣・読書習慣」「運動習慣」を身に付けた幼児・児童・生徒の定着を図る。

② 校内における人材育成の充実

62	校内OJTの推進	能代市との教育連携や「豊島教員ミニマム」を活用し、校内OJTの推進を図る。教員としての資質や能力を高めていくための組織を校内に設置するとともに、管理職を中心に、教員が相互に授業を参観するなど、組織的な人材育成を図る。
----	----------	--

③ 教育研究校の推進

63	研究推進校の充実	研究推進校は、教育課程及び学習指導の方法等について研究を行い、豊島区の教育課題解決へ向けて、授業研究に取り組み、その成果を研究発表会で区内外に広く周知する。また、幼・小・中学校の連携を生かした人的交流を積極的に推進する。
64	研究奨励校の充実	研究奨励校は、区立幼稚園、区立小・中学校における教育課題解決へ向けて、1年間研究に取り組み、その成果をリーフレット等にまとめ、発表することにより、区全体の教育活動の改善・充実を図る。

* としま土曜公開授業

授業時数確保や学校公開を目的として、年間8回以上、第二土曜日を原則として、振替を実施しない土曜授業を実施している。

④ 指導教諭・授業づくり支援員の活用

65	教員の授業力の改善・向上	指導教諭による師範授業や研究協議会等を通じて、区内各学校の教科代表者に教科等の指導技術を各学校でのOJT等で広く普及させる。
----	--------------	--

⑤ 区内6大学との連携による教育活動の充実

66	区内6大学との連携による教員研修	区内6大学と連携し、教育課題、理数教育、健康教育などに関する研修会を長期休業日中などに実施し、教員の授業力向上を図る。
67	区内6大学との人的資源の確保	教職を目指す学生等を指導補助者として受け入れ、人的資源の確保、学校の活性化、特色ある学校づくりを推進する。また、理数系、体育系、芸術系等の各分野において、区内的大学や地域等と連携し、指導員やスタッフを受け入れ、授業や部活動の充実を図る。

⑥ 秋田県能代市との教育連携

68	豊島教育フォーラムの充実	能代市との教育連携の一環として、豊島区立学校教員のしつき研修・豊島教育フォーラムを実施する。区の施策の方向性を確認するとともに、児童・生徒の学習改善及び教員の授業改善を推進する。
69	教員派遣の充実	区内小・中学校の教員を能代市立小・中学校に派遣し、能代市の教育について学ぶ機会を設け、学んできたことを区内教員に普及する。また、豊島区の優れた教育実践について、能代市と豊島区の教員相互の研修の場としていく。
70	学校視察	豊島区立小・中学校の校長や教員で構成される派遣団が能代市の学校を訪問し、授業等の視察を行う。能代市の優れた教員の教育実践を学ぶことで、豊島区の教育力の向上を図る。

4-II 質の高い教育環境の整備・充実

① 学校図書館の充実

71	学校図書標準の達成と充実	各小・中学校の蔵書の整備を進め、各小・中学校の学校図書標準(文部科学省が定めた学校図書館に整備すべき蔵書の標準)の達成を目指す。
72	読書環境の整備	学校図書館システム及び学校図書館用パソコンを活用し、調べ学習等の充実を図る。また、無線LANの設置等ICT環境を整え、タブレット端末で調べ学習ができる「学習情報センター」として整備する。

* 区内6大学

区内にある立教大学、学習院大学、東京音楽大学、女子栄養大学、大正大学、帝京平成大学と学習支援や日本語指導の支援、教員研修など、協定書を交わし連携を行っている。

* 学習情報センター

学校図書館は、「読書センター」と「学習情報センター」という2つの機能をもち、児童・生徒の主体的な学習活動の支援や、情報の収集・選択・活用能力を育成する等、学校教育の中核的な役割を果たす。

73	学校図書館司書の活用	学校図書館に司書を配置し、学校図書館の整備や、児童・生徒の調べ学習への支援、読書に関する相談への対応等の拡充により、図書活動の活性化を図る。
----	------------	--

② 校務支援システム

74	小・中学校間の校務LANの活用	強固なセキュリティ対策を施した学校ネットワークである校務LANを活用し、学校間での教材研究や作成した教材などの情報共有を行い、情報活用機能を高める。
75	校務支援システムの活用	児童・生徒の情報を教職員全体で共有し、校務事務の負担を軽減できる校務支援システムを活用し、きめ細やかな指導を推進とともに、児童・生徒と向き合う時間を確保する。

③ 小規模校支援

76	指導主事による指導訪問の実施	指導主事が小規模校を定期的に訪問し、学校が抱える課題や教員の指導力向上等について、指導・助言する。
77	小規模校授業づくり支援員の配置	様々な課題を抱える小規模校に対して、特色ある教育活動や授業準備、教材づくり等で、教員を補助するための支援員を配置とともに、人員の加配により教員の校務負担軽減等、魅力ある学校づくりに向けた取り組みを強化する。

④ 特別支援教育の充実

78	教育支援計画や個別指導計画の作成	幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために、きめ細かな指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ個別指導計画と個別の教育支援計画を作成し、それに基づいた指導を行う。また、保護者や関係機関とも積極的に連携を図っていく。
79	固定学級と通常学級との交流、共同学習の充実、特別支援学校との副籍交流の推進	固定学級と通常学級における交流や共同学習の充実を図るとともに、特別支援学校との副籍交流を推進し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互に理解し合える、共生社会の実現に向けた取組として合理的配慮の充実を図る。
80	区立幼稚園「うきうきグループ」活動及び個別支援	区立幼稚園の特別な支援を要する幼児に対し、社会性をはぐくむ目的で「うきうきグループ」活動を実施する。また、幼児の発達の状況により個別支援を実施する。

* 校務 LAN

学校内及び学校間を通信回線で接続した校務事務用のネットワークのこと。

* 校務支援システム

教職員が校務用のパソコンを用いて、児童・生徒の出欠情報や成績情報、保健情報、教育課程の実施状況など校務に関する情報の入力・作成・管理を一律に行うシステムのこと。データの効率的な活用や安全な保管、各種資料作成の省力化などを図る。

* 特別支援教育

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培う教育。また、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

81	教育センターの学校支援	区立幼稚園、小中学校に在籍する特別な支援を要する幼児・児童・生徒及び学級を支援する目的で「特別支援教育チームステップ巡回指導」を実施するとともに、医療・福祉・教育の専門家を学校のニーズに応じて派遣する。
----	-------------	---

⑤ 特別支援教育の就学相談の充実

82	就学相談委員会の運営	障害のある子どもの就学先については、教育センター就学相談への申し込みを経て、就学相談委員会で協議し、教育委員会が決定する。就学先の決定に当たっては教育・保育・保健・福祉・医療関係者による就学相談委員会の協議と本人や保護者のニーズ、学校や地域の状況等を踏まえる。
83	就学前教育機関や医師等専門家との連携の強化	幼児期からの保護者への十分な情報提供と支援が障害の理解につながることから、関係機関の医師や専門家等との連携を強化し、就学相談への適切な接続を図る。
84	就学支援シートの活用	就学支援シートは、保育園や幼稚園、療育機関等での生活の様子を、指導者と保護者が協力して記入し、就学先の小学校でよりよい支援に活用する目的で作成する。就学前機関と小学校との適切な接続を図り、スタートカリキュラムの充実に役立てるようとする。

⑥ 特別支援教育の施設及び人的支援に関する整備・充実

85	新たな特別支援学級の設置の推進及び特別支援学級の教員による巡回指導システムの確立	個々の障害のニーズに合った新たな特別支援学級の設置を推進するとともに、情緒障害等通級指導学級の指導については、今後、通級指導拠点校の教員が児童の在籍校を巡回し指導に当たるシステムへと転換を図る。本格実施に向けて、個々の児童のニーズに合った支援を学校全体で共有し、支援体制の充実を図るよう、巡回指導のシステムを確立する。
86	特別支援学級指導員等の配置	区立特別支援学級（固定学級）に対し、非常勤職員を配置する。個々の児童生徒の障害の程度に応じたきめ細やかな支援の充実を目的とする。
87	区立小・中学校教育支援員配置	区立小中学校に対し、特別な支援を要する児童生徒への支援体制の充実を目的として、臨時職員を配置する。
88	うきうきサポーター	小1 プロブレム対応を目的として、保育園長経験者を小学校に配置する。幼児期と学童期をつなぎ、学びと育ちをサポートする。

* チームステップ

区立小中学校の通常学級や区立幼稚園に在籍する特別な支援を要する幼児・児童・生徒及びその学級担任等に対する指導・助言やサポートを目的として派遣する巡回指導員の通称。

* 就学支援シート

就学前の特別な支援を要する幼児について、保育園や幼稚園、療育機関等における生活の様子を指導者と保護者が協力して記入・作成するシート。就学先の小学校においてよりよい支援に活用する。

⑦ カウンセリングの充実

89	スクールカウンセラーの資質向上	スクールカウンセラーの資質向上へ向けた研修会等を実施し、スキルの向上を目指す。また、スクールカウンセラー派遣校連絡会を有効に活用し、スクールカウンセラーと教育センター相談員、SSW等との連携を強化する。
90	スクールカウンセラーによる児童・生徒全員面接の実施	小学校5年生、中学校1年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、いじめや不登校の未然防止に努める。幼稚園においては、幼児、保護者の相談活動の充実を図る。

⑧ 不登校未然防止と学校復帰等に向けた取組の充実

91	不登校対策ケース会議の実施	全小・中学校において不登校対策ケース会議を計画的に実施し、関係機関との連携を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係教職員等の役割を明確にし、未然防止対策を強化する。
92	柚子の木教室の充実	引きこもり児童・生徒を、教育センターに設置している「柚子の木教室」につなげ、学習やスポーツ、体験活動等を通して学校復帰に向けた支援を実施する。中学生については、高校受験を乗り越えさせることで自己実現を図れるよう学校との連携を強化する。

5 地域に信頼される教育

5-I 家庭教育支援体制の充実

① 家庭教育支援ネットワークの確立

93	PTA活動の支援	様々な教育課題の解決には、学校と家庭との協力体制構築が重要であるため、教育委員会が小・中学校PTA連合会の活動を支援し、PTAの情報交流の促進及び活動の活性化を図る。
94	家庭教育施策の統合化	区長部局と教育委員会の双方で取り組んでいる家庭教育施策を統合し、区民から分かりやすく、統一感のある事業を展開する。
95	PTAと連携した「豊島ルール」の活用	携帯電話やスマートフォンの使い方について、PTAと連携して、児童・生徒が自らの体験を基に改善を図る「豊島ルール」を作成し、家庭や学校での指導を徹底する。

* スクールカウンセラー

いじめや不登校、問題行動、児童虐待等の相談、改善、解決を図ることを目的とし、臨床心理士等の専門家を区内の全幼稚園・小中学校に派遣している。

* 柚子の木教室

区立小中学校及び区内在住の不登校児童生徒が通う教育センター内の適応指導教室。

② スクールソーシャルワーカー

96	スクールソーシャルワーカー事業の充実	不登校やいじめ、児童虐待等の問題解決のために、児童・生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関とのネットワークを構築し、改善を図るとともに、未然防止及び早期対応を強化する。
----	--------------------	--

③ 日本語学習支援

97	日本語指導教室	帰国・外国籍児童・生徒に日本語の初期指導を行うことで学校生活への適応を支援する。日本の伝統文化や様々な季節の行事などに関心をもたせるとともに自国の文化も尊重して指導する。
98	通訳派遣	帰国・外国籍の幼児、児童・生徒が学校生活に適応できるよう、幼稚園・学校に通訳を派遣する。また、保護者とのコミュニケーションを円滑に行うために一層の連携を図る
99	学習支援の充実	外国籍の幼児・児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行う。
100	日本語学級の充実	多くの外国籍の児童・生徒が学習の見通しをもち、日本語の習得が円滑に進むよう、指導計画・指導内容の改善・充実を図る。また、取組の成果や課題が保護者や地域の方々に分かりやすく伝わるよう工夫し、指導内容の充実を図る。

④ 家庭学習の支援

101	家庭学習手引きの活用	児童・生徒が自主的に学習に取り組む態度や習慣を身に付けるために、家庭での学習や読書の計画をたて実践する「家庭学習の手引き」を開発し、保護者会等で活用する。また、各校で、児童・生徒や保護者を対象とした学習習慣確立のための相談会や相談窓口を設ける。
-----	------------	--

5－Ⅱ 地域の多様な人材を活用した活動の推進

① 学校運営連絡協議会の充実

102	学校評価と関係者評価	各学校では、教育目標の達成状況や、課題の改善がどの程度進んでいるのか等について学校評価を実施し、その評価結果の妥当性について、関係者評価を行う。
103	学校経営方針への反映	学校評価や関係者評価の結果を基に、課題を明らかにし、改善に向けて校長の学校経営方針を見直し、改善を行う。
104	ホームページの活用	学校で行っている教育活動への理解と協力を得るために、学校評価や関係者評価の結果を学校のホームページに掲載し、区民への周知を図る。

② 教育事務の点検・評価

105	教育に関する事務の点検・評価委員会運営	外部委員による委員会を設置し、事業の管理や執行状況について点検・評価結果を参考に、各事業が学校での教育活動や施策の推進に寄与しているか評価する。
-----	---------------------	--

③ 放課後子ども教室の推進

106	放課後子ども教室事業	小学校施設を利用し、「子どもスキップ」と連携して学習やスポーツ・文化活動などのプログラムを開催する。運営にあたっては、地域の人材を指導員や安全管理員として活用し、学校と地域との連携を深める。
-----	------------	---

④ 部活動指導者の外部人材の活用拡大

107	部活動外部指導員派遣事業	部活動の充実を図り、学校教育を活性化させるため、地域の人材等を部活動外部指導員として、各中学校に配置する。
-----	--------------	---

5－Ⅲ 学校施設の整備

① 学校改築計画の推進

108	学校の改築計画	豊島区立小・中学校改築計画に基づき、平成34年度までに11校を改築する。既存校（19校）については、改築条件が整った段階で計画に位置付け、学校改築を着実に進めていく。
109	今後の学校改築の在り方	改築にあたっては、①学校教育の進展、ICTの技術革新等による教育方法及び内容の多様化に対応した教育施設②エコスクール化の推進③救援センター機能を強化した地域の防災拠点④地域開放施設の充実等地域コミュニティの拠点として整備する。さらに、地域の景観や街並みの形成に貢献することのできる施設とする。

② 既存校の計画的な改修

110	学校の改修	既存校の改修は、計画的に点検・整備を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」の管理体制を構築する。また、単に建築時の状態に戻すのではなく、学習情報センターなどICT環境の整備、洗口所の増設等これまでの学校改築のノウハウを生かし、教育環境の充実と質の向上を図る。
-----	-------	--

6 未来を切り拓くとしまの子の育成

6-I 新しい時代を拓く教育の推進

① 都市型環境教育

111	「豊島の森」の活用 (再掲)	新庁舎 10 階にある本区古来の植生を再現した「豊島の森」を活用し、豊島区の環境についての正しい理解を深める。また、自分が住む地域の環境を責任もって守るための行動がとれるよう環境教育の充実を図る。
112	都市型環境教育推進	児童・生徒の地球環境への関心を高めるために、新庁舎を活用することや「学校の森」を活用した育樹を継続して行うことなどを通して、高密都市ならではの都市型環境教育を推進する。
113	企業や大学からの講師を活用した研究・実践	都市型環境教育を推進する研究校を指定するとともに、環境問題等に取り組む企業や大学から講師を招き、自然体験活動や自然観察、調べ学習等の充実を図る。

② 教育の情報化

114	ICT 研修会の実施	教員の ICT 活用能力を向上させるため、タブレット型端末やデジタル教材等の活用に関する研修会を実施する。
115	学校図書館・学習情報センターを活用した教育活動の推進	学校図書館にかかる教員研修等の充実や学校図書館システムの有効活用により、児童・生徒の知的好奇心を伸ばし、豊かな人間性と知力をはぐくむ読書活動を推進する。
116	ICT 機器活用支援	各学校に ICT 支援員を配置し、ICT 機器の活用支援及び授業支援を行う。
117	ICT 機器活用状況の把握・発信	教育委員会による学校訪問、授業観察等を通して、ICT 機器の活用状況や ICT を活用した授業改善の工夫について把握する。アンケート調査を通して、各教員の活用状況を確認する。
118	ICT 機器整備の推進	タブレット型端末や实物投影機・電子黒板の有効活用を推進とともに、活用状況を踏まえ、全ての学習領域で活用できる環境整備を進める。

③ キャリア教育

119	キャリア教育研修会の充実	キャリア教育の考え方や具体的な実践例を学び、各校における指導の充実を図る。
120	キャリア教育指導の充実	各校で作成したキャリア教育の全体指導計画を基に、教科の関連性を踏まえた組織的・計画的な指導を推進する。また、小中一貫教育連携プログラムにおいて、9年間を通じたキャリア教育の指導計画を作成し、指導の充実を図る。

121	豊島法人会や関係機関との連携	「将来の生き方」や「望ましい勤労観・職業観」の育成に関わる指導の一層の充実を図るために、豊島法人会や関係機関と連携して、職場体験や出前授業などを実施する。
-----	----------------	---

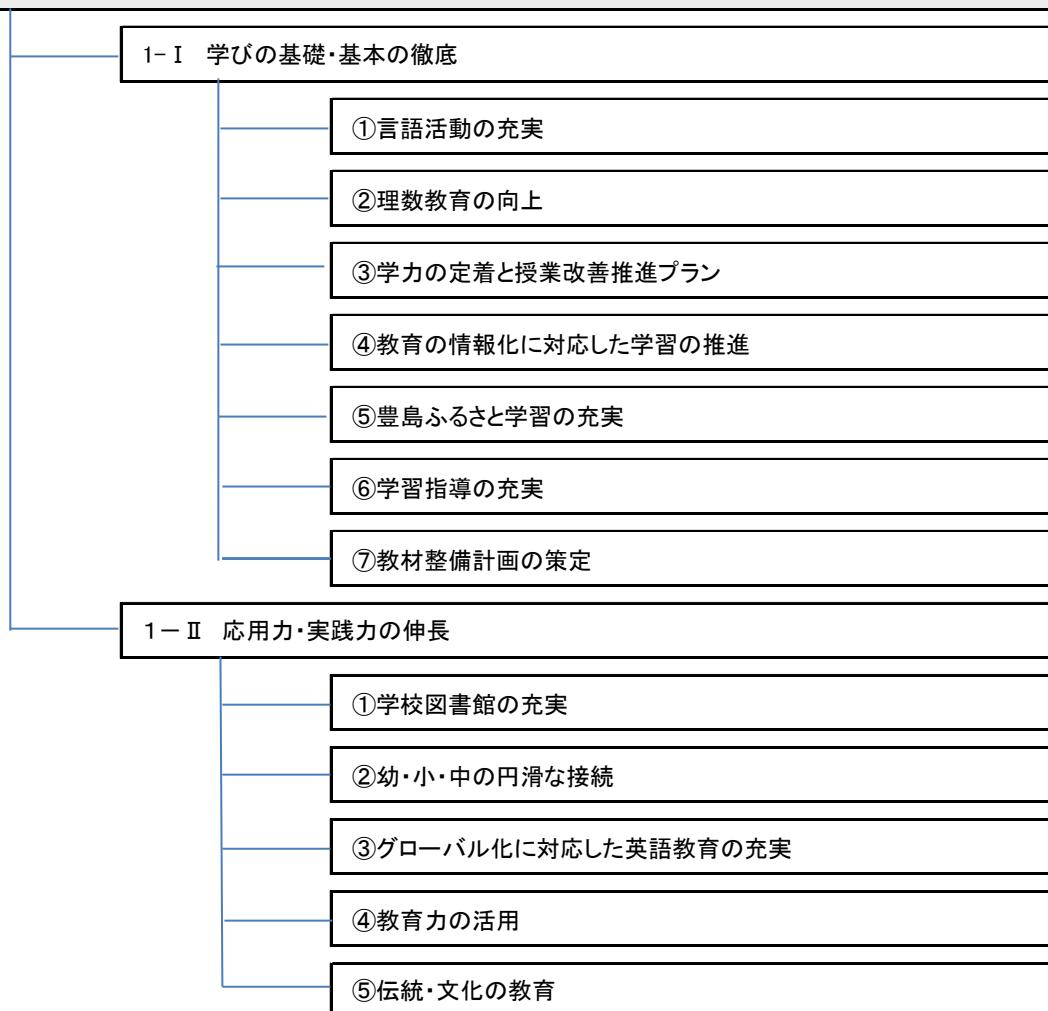
6-II 幼児教育プログラムの展開

① 幼児教育の充実

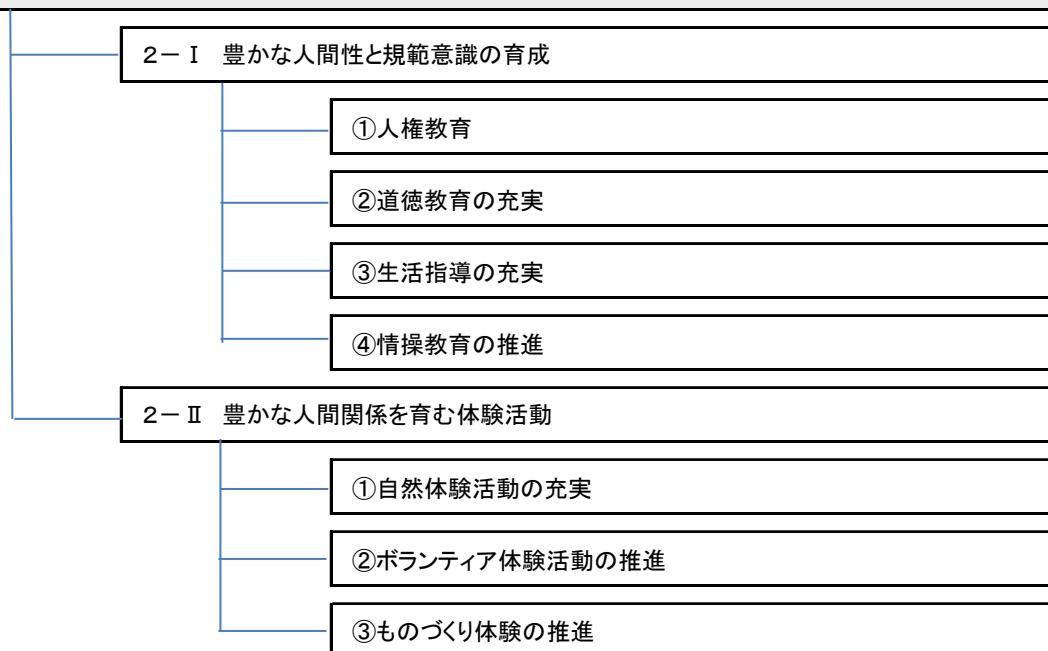
122	幼・小・中一貫教育連携プログラムの開発	区内幼稚園3園、中学校8ブロックで、地域や幼児・児童・生徒の実態に応じたテーマを設定し、教育連携を進めるためのプログラムを開発する。学力向上や生活指導面での連携強化を目的とし、教職員が相互に学校を訪問し、TTによる授業や交流、情報交換等を実施する。また、連携モデル校を指定し、プログラム内容の充実を図る。
123	区立幼稚園の預かり保育等の保育サービス内容の充実	区立幼稚園の保育サービス内容の充実を図るため、各園で教育時間終了後に預り保育を実施している。今後は、多様化する保護者や地域のニーズに柔軟かつ適切に対応するため、就学前における教育・保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に推進することを目的として、預かり保育の在り方など、区立幼稚園の保育サービスの改善・充実を図る。
124	区立幼稚園を幼児教育の研究・実践機関としていく検討	区立幼稚園教育研究会と連携を図り、今後の幼児教育の在り方について研究を深めるとともに、区立幼稚園を幼児教育の研究・実践機関として位置付けることができるよう、総合的に検討を進める。
125	区立幼稚園のあり方の検討	「子ども・子育て支援法」が制定され、時代のニーズに応じた幼児教育が必要であり、認定こども園の導入を含めて、今後の区立幼稚園のあり方について検討していく。

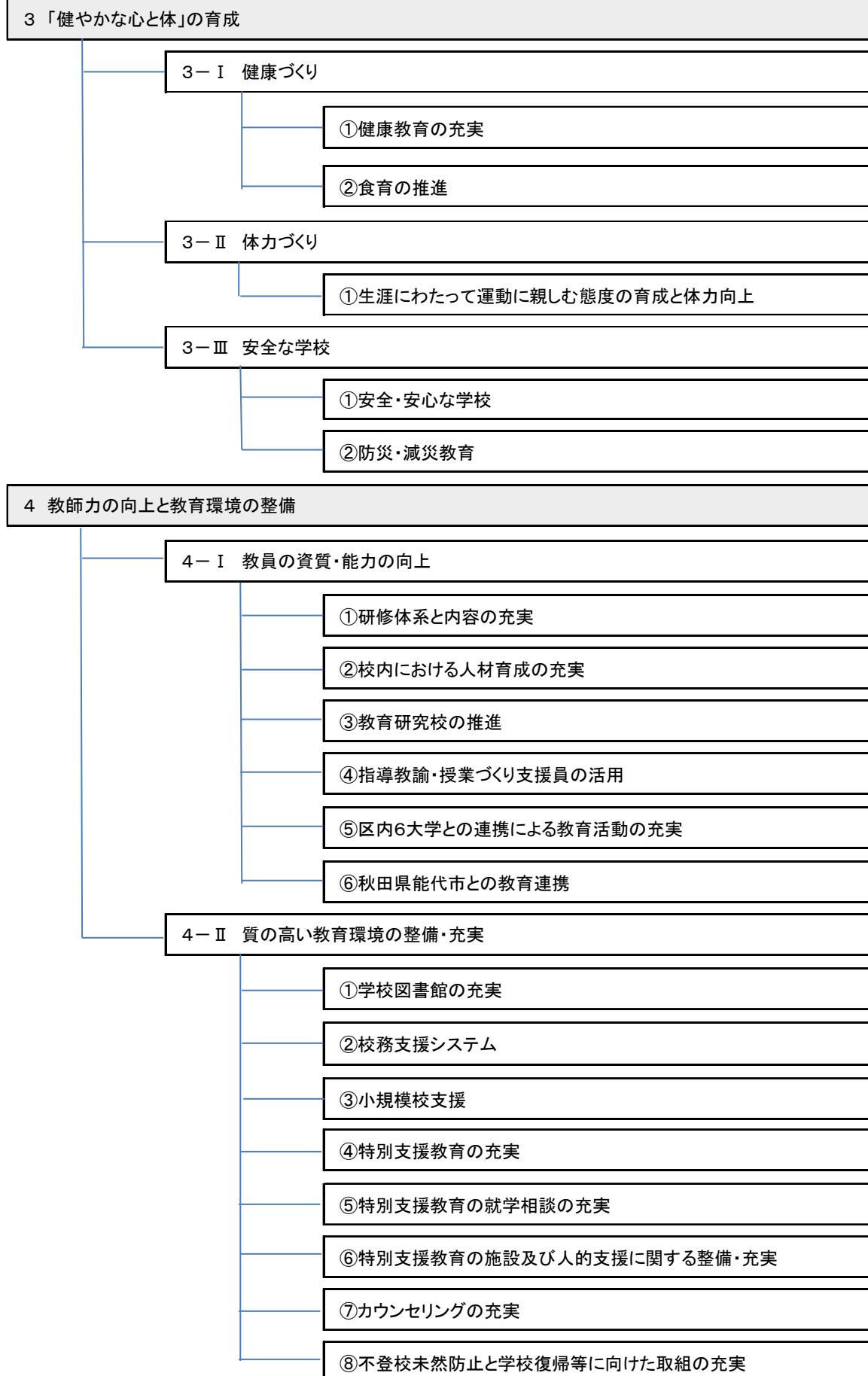
3 施策体系

1 「確かな学力」の育成

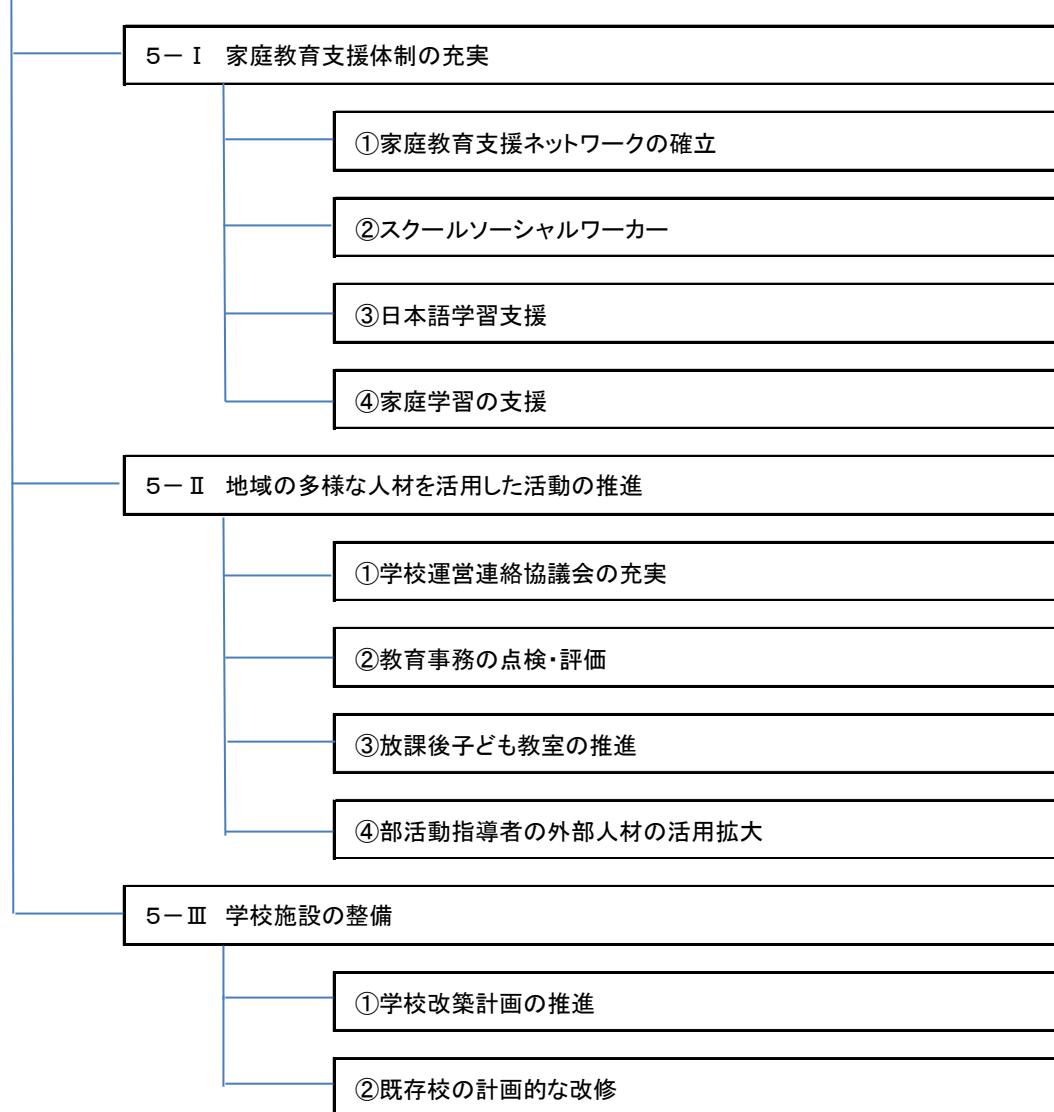


2 「豊かな人間性」の育成

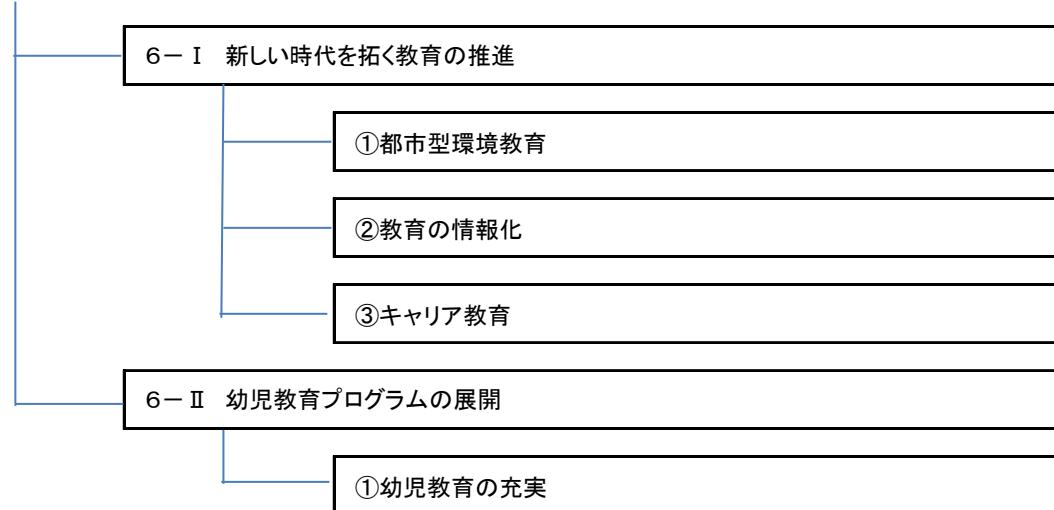




5 地域に信頼される教育



6 未来を切り拓くとしまの子の育成



4 豊島区教育ビジョン検討委員会で議論のあった課題

今回の改訂にあたっては、学識経験者、区内関係団体代表者、保護者、関係行政機関職員等で構成する「豊島区教育ビジョン検討委員会」で、様々な議論が交わされた。

このうち、主要な論題となったテーマについては計画作成に取り入れるとともに、今後、教育を取り巻く社会状況の変化や国等の動向に留意しながら、さらなる施策の展開については、教育委員会で検討していく。

(1) 小中一貫教育について

幼・小・中の接続期の問題として、幼児・児童が小学校から中学校への進学する際ににおいて、新しい環境での学習や生活に不適応を起こすいわゆる「小1プロブレム」「中1ギャップ」が指摘されてきた。文部科学省は、小・中学校教育への円滑な接続と義務教育9年間を通じて、幼児・児童・生徒の実態や発達課題に合った学びを実現するため、小中一貫教育の推進を促している。そのため、教育課程の基準の特例を設け、コーディネーターや取組事例集の活用等を提案している。

本区では、これまで学校教育の質的向上のために、小・中9年間を見通した「学びと育ちの連続性」に着目して、幼児教育との円滑な接続を前提とした就学前教育の充実及び、確かな学力の形成を着実にする小中一貫教育連携プログラムの作成と実践に努めてきた。

検討委員会では、本区の取組みを支持する意見が多く寄せられた。学校種間の交流により、幼児は小学校入学後の、小学生は中学校入学後の自分の姿をイメージすることができるため、「小1プロブレム」「中1ギャップ」が解消されつつある。小学生と中学生の発達特性を踏まえた教育のメリットもあり、環境や人間関係が変わり中学生としての自覚をもつことで、成長する面も大きい。また、小中一貫教育のシステムは、それに見合った教育課程の編成と教員体制の大きな変更を要することから、国の条件整備が必要である。

今後は、公立・私立の幼稚園・保育園との連携を含めた「幼保小中一貫教育連携プログラム」を、より質の高いものに向上させ、今まで以上に学びと育ちの連続性を確保することへの期待が寄せられている。

(2) 地域と学校との連携について

各小・中学校では、学校参観週間（2学期）やとしま土曜公開授業（毎月第2土曜日）、文化的行事や健康安全・体育的行事等を通じて、地域と連携した旺盛な教育活動を展開している。

また、区独自の学習プログラムである「豊島ふるさと学習プログラム」の開発や区内6大学と教育連携を進める一方で、学校の安全体制の強化を図るために、地域や警察等の関係機関との連携によるWHOセーフコミュニティ協働センターのインターナシ

ヨナルセーフスクール認証取得を通して、安全・安心な学校づくりを推進している。さらに、児童・生徒たちの放課後の時間を豊かにするため、地域の参加と協力を得て「放課後子ども教室」を運営している。

学校運営の視点から、地域に開かれた学校運営の推進、校長及び園長の経営方針に基づいた学校評価及び支援のあり方を協議する「学校運営連絡協議会」を組織し、保護者や地域の期待や学校運営への意見等に応える事業展開をしている。

文部科学省は「コミュニティ・スクール」の実施について提案しているが、地域に開かれた学校運営は一様ではなく、地域の実情に応じて形づくられていくものである。

検討委員会では、学校ごとに違いはあるものの、地域との連携は概ね良好に機能しているとの評価を受けた。

今後の課題として、係わる関係者の年代に偏りがあるので、幅広い年代の方々と連携できるよう、体制づくりの工夫をしていく必要がある。また、放課後子ども教室や子どもスキップは、地域住民ひろば等との連携が進み、知識や学力だけでなくマナーや言葉遣い等、社会性や心の教育を補完するコミュニケーションの場となっている。「学校運営連絡協議会」については、学校からの報告だけでなく、児童・生徒の教育課題に関する議論の場となり、学校経営の改善につながるよう有効に活用していくことが重要である。

(3) 隣接校選択制について

平成13年度から本区が実施してきた隣接校選択制について、「豊島区教育ビジョン2010」の改訂に併せ検討を行った。

導入の目的は、当時のいじめや不登校、問題行動が発生するたびに学校の閉鎖性・画一性が指摘されてきたことに鑑み、学校の説明責任を果すため、開かれた学校づくりを推進することとした。また、特色ある教育を推進し、児童・生徒の個性や能力の伸長に資するために、本区においては、学校と地域とのつながりを重視しつつ、児童及び生徒、保護者の意向にも配慮していく必要から、通学区域を隣接する学校に限定し、自由な学校選択を排してきた。これまでに14回実施している。

隣接校選択の申請率を、この10年間でみると、小学校は20%台前半で、中学校は12%から17%台で推移しており、児童・生徒や保護者間で制度として定着している。

また、保護者等の選択制に対する意向アンケート結果を見ても、小・中学生保護者の学校選択制への賛成は、小・中学校ともに、すべての調査で7割を超えている。

① 成果

ア 開かれた学校づくりの推進

各学校では、「小・中学校案内」の作成、学校参観週間の開催、小・中学校入学説明会への参加等に取り組み、その様子を学校のホームページで発信する等、開かれた学校づくりを着実に進めている。

イ 画一化から弾力化への変化

学校の選択肢が広がることで、児童・生徒は、自ら選んだ学校で学習や部活

動に励むなど、意欲的に取り組んでおり、児童・生徒が充実した学校生活を送る要因となっている。

ウ 学校の活性化

教育活動について学校間で切磋琢磨する機会を得ることで、各校の特色が發揮され、学校毎の活性化が図られてきた。各学校では、地域と連携した防災教育や伝統文化の継承、研究発表に取り組む等、特色ある教育を推進している。

② 問題点と課題

ア 通学校や地元地域での協力のあり方

学校の選択には希望とともに責任が伴うが、通学校のPTA活動や地元地域の活動に対する協力が十分得られないケースが少なからず見受けられる。隣接校に通う場合には、隣接校を選択する権利があると同じく、通学校のPTA活動と地元地域の活動の両方に協力していく責任がある。隣接校を選択した場合、安全・安心の確保の面からも、通学校と地元地域とのつながりを考慮していく必要がある。

イ 小規模化する学校と希望が集中する学校への対応

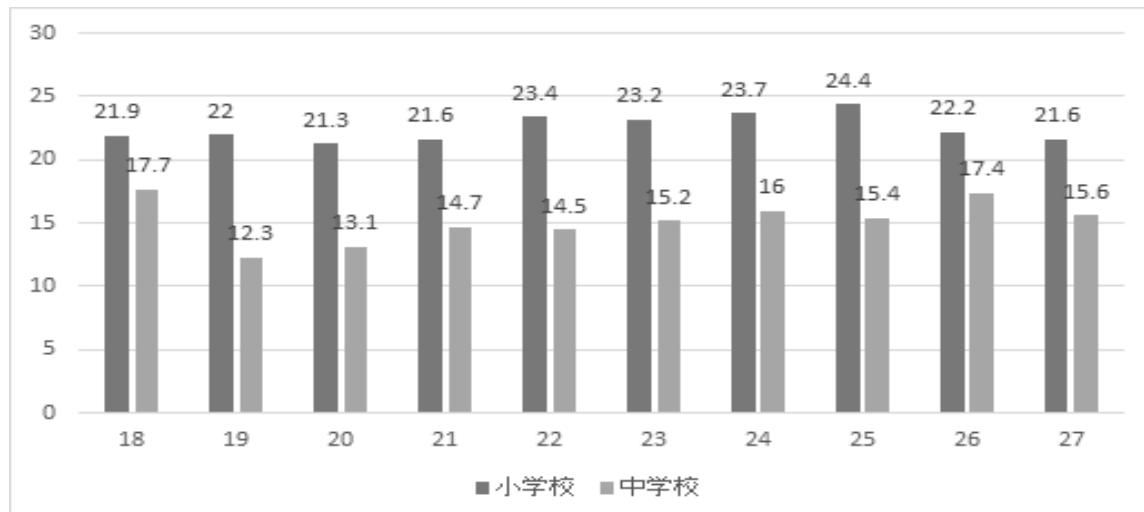
隣接校選択制の実施経過の中で、風評や地理的条件から小規模化する学校と希望が集中する一部の学校が出現した。児童・生徒の教育に有用で正確な情報をもとにした学校選択が行われるよう、小・中学校入学説明会、学校参観週間、各校のホームページ等、一層の情報提供はもとより、足を運んで学校情報を確認できる環境整備が必要である。

ウ 通学路の安全対策

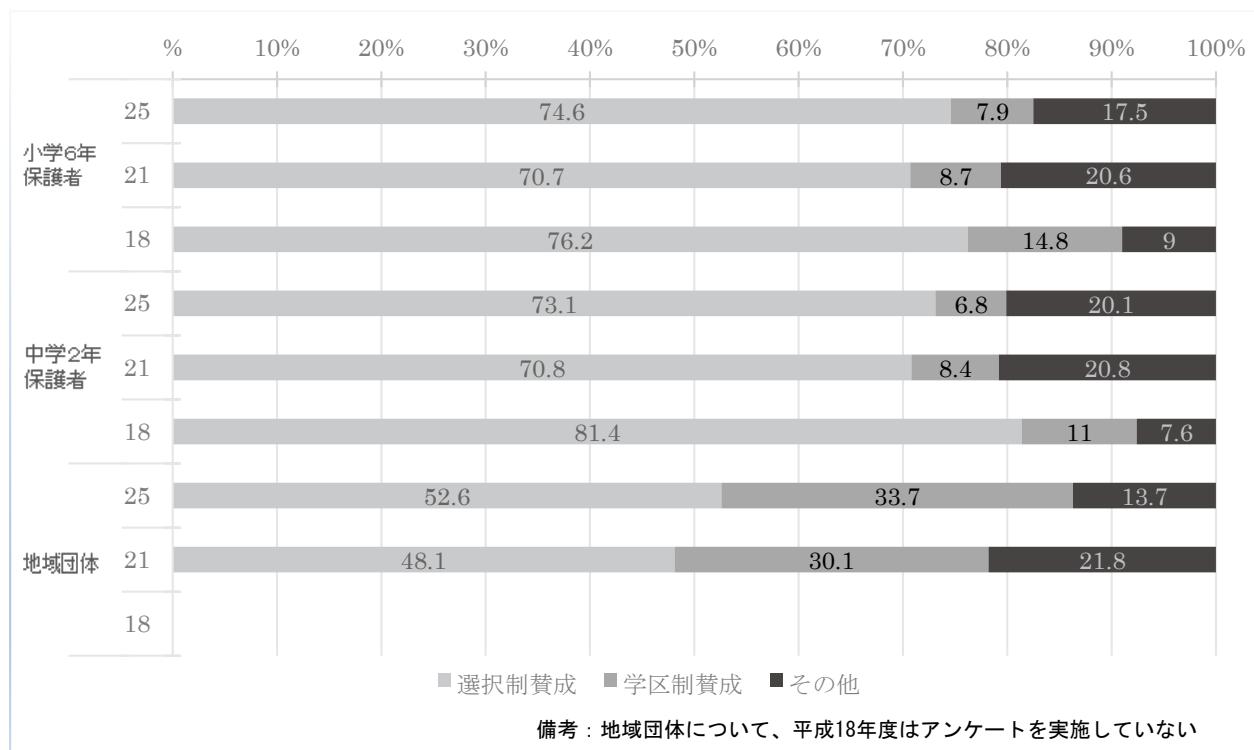
隣接校を選択する場合の安全対策は、引き続き重視されなければならない問題点であることから、責任と協力体制を確立し、安全対策を充実させていく必要がある。

以上の検証結果を踏まえ、制度の運用に伴う問題の改善について、教育委員会で今後とも検討していく。

＜図表14＞ 隣接校選択制の申請率の推移



＜図表15＞ 保護者等の選択制に対する意向アンケート結果



第5章

計画の推進に向けて

第
5
章

1 区長部局との連携

教育行政の執行は教育委員会が所管するものだが、教育に関する予算の編成権限も教育行政の根拠となる条例案の提案権限も、区長が有している。また、同じ子どもを対象とした福祉行政は区長部局の所管となっている。

このため、子どもたちを健全に育成していくためには、区長部局と教育委員会との連携が不可欠となる。

特に、平成27年度から実施される教育委員会制度改革を控え、区長部局との調整や連携を、より緊密なものにしていくことが求められている。

(1) 教育委員会制度の改革

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に改正され、平成27年4月1日より施行される。この法律改正では、①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、③「総合教育会議」の設置、④教育に関する「大綱」の策定がポイントとされている。

現在、区長が議会の同意を得て任命した任期4年の5人の教育委員で教育委員会を構成し、委員の選挙によって教育委員長を選任するとともに、教育長は教育委員会が任命することとなっている。改正法では、区長が議会の同意を得て任期4年の4人の教育委員を任命するとともに、教育委員とは別に、教育委員長の権限と教育長の権限を併有する任期3年の新「教育長」を、区長が議会の同意を得て任命することになる。新「教育長」は、教育委員会を代表して会務を総理するものである。

また、教育委員の定数1/3以上からの会議の招集請求と教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告義務によって、教育長へのチェック機能を強化し、会議の議事録の作成・公表によって会議の透明化を図ることとされているが、豊島区では、いずれも従来から実施している。

新たに設置される「総合教育会議」は、区長と教育委員会とで構成し、区長が招集する。教育行政の大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整し、実現に向けて緊密な連携を図っていく。ただし、教科書の採択や教職員の人事など、特に政治的中立性の高い事項に

については協議・調整の対象にすべきではないものとされている。

教育に関する「大綱」は、教育の目標や施策の根本的な方針を指し、総合教育会議において、区長と教育委員会とが協議・調整を尽くしたうえで、区長が策定する。区長及び教育委員会は、策定した大綱に基づいて、各自の事務を執行することになる。

(2) 放課後対策の充実

小学生の放課後の時間を豊かにするため、学童クラブと全児童を対象とする育成事業を総合的に展開する「子どもスキップ」と、地域の方々をコーディネーターや指導員に招き、様々な教室を開催して、子どもたちに体験と交流の場を提供する「放課後子ども教室」を、小学校施設を利用して一体的に展開しており、平成27年度には21校で、平成29年度には22の全小学校で実施する計画である。

小学校施設を利用することで、子どもたちに安全で、安心して活動する場所、時間、仲間を用意することができる。また、地域の方々に運営に参画していただくことによって、地域、学校、家庭、行政の連携が深まり、地域における子どもたちの健全育成活動や見守り活動の広がりにつながっている。

「子どもスキップ」は子ども家庭部が、「放課後子ども教室」は教育委員会が所管しているが、今後は、子どもたちの遊びやスポーツ、工作、読書などとともに、学習にも重点を置いた事業展開を推進していく。このため、子ども家庭部と教育委員会とが、より一層緊密な連携を図っていく必要がある。

(3) 学校施設整備

3-I 学校施設の現状

平成26年度現在、区立小・中学校30校のうち、12校（小学校10校、中学校2校）が築50年を超えていたため、計画的に改築を進めるとともに、改築するまでの間の学校については、老朽化対策を講じていく。

3-II 豊島区立小・中学校改築計画

(1) 改築計画の内容

- ① 築50年を超える老朽化した学校を対象にして、仮校舎の確保等改築条件が整った段階で、計画に位置付け、学校改築を着実に進める。
- ② 「豊島区立小・中学校改築計画」に基づき、今後、平成34年度までの間に11校を改築する。既存校(19校)については、改築するまでの間、予防保全型の改修により、計画的に施設を改修し、教育環境の向上を図る。

<図表16>学校改築計画

	学校名		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
1	池袋第三小		設計	工事 (仮校舎:旧真和中)						
2	校舎併設型小中連携校 池袋本町地区	池袋中 校地				校庭 工事				
		池二小 校地	工事			池袋中 開校	池袋本町 小開校			
		文成小 校地	池袋本町小学校							
3	巢鴨北中		考える 会	基本・実施設計		工事 (仮校舎:旧朝日中)				
4	池袋第一小		考える 会	基本・実施設計		工事 (仮校舎:旧文成小)				
5	千川中					考える 会	基本・実施設計	工事 (仮校舎:旧真和中)		

(2) 改築の基本的な考え方

- ① 教育方法及び内容の多様化に対応した改築
 - ア 各教室に電子黒板機能付きのプロジェクター及びタブレット端末を設置し、ICT環境を整備する。

* 考える会

学校改築にあたり、地域の意見を設計に反映させるために、PTA、町会等地域の方を委員として組織する会議

- イ 学校図書館を校舎の中心に配置し、タブレット端末等 I C T 環境を整え、図書閲覧や調べ学習ができる「学習情報センター」として整備する。
- ウ 「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯科疾患の予防と口腔衛生の向上を図るため、洗口所を増設する。



洗口所の様子

② エコスクール化の推進

- 環境への負荷を低減した学校施設の整備を進める。
- ア 屋上緑化、壁面緑化、保存樹・移植樹、桜・果実樹等の植樹、ビオトープや学年園・学校園・菜園の設置
- イ 太陽光発電等再生可能エネルギー設備の導入、L E D 等省エネルギー設備の導入、雨水の利用等効果的に組み合わせた環境負荷低減の施設整備
- ウ 周辺環境と調和したみどりの拠点として学校を整備し、周辺地域とみどりのネットワークを形成するまちづくりを目指す。
- エ 校庭には全天候型熱交換塗料を施し、ヒートアイランド現象対策を図る。

* エコスクール
環境を考慮した学校施設

*ヒートアイランド対策効果

校庭の仕様	効 果 (夏期の表面温度)
全天候型（熱交換塗料）	-10°C
生芝	-5°C
人工芝	-3°C
土	+5°C
全天候型	+10°C

③ 防災拠点として整備

学校は、災害時に救援センターとして開設するため、体育館の冷暖房化、マンホールトイレの設置、72時間対応可能な非常用電源設備の整備、停電時事も使用可能なソーラーライトを校門等の出入り口に設置する。

また、障害者や高齢者等の避難生活に配慮して、施設のバリアフリー化や和室等の畳スペースを確保する等救援センター機能を強化し、地域の防災拠点として整備する。



学習院大学とともに「みどりの核」を形成する目白小学校



体育館内にある防災備蓄倉庫

④ 地域コミュニティの拠点として整備

- ア 地域の特性を生かした、地域と調和した学校、景観や街並みの形成に貢献できる学校施設とすることが重要である。
- イ 地域との連携・交流の図れる施設として、会議室等を地域住民が利用しやすい位置に配置するとともに、教育施設と動線を分け、独立した施設配置とし利便性の向上を図る。

3－III 既存施設の改修

(1) 改築のノウハウを生かす

ＩＣＴ環境の整備、学習情報センターの設置、トイレ改修、校庭改修、洗口所の整備等これまでに培ってきた改築のノウハウを生かし、各校の状況に応じて適切に整備する。

(2) 今後の長寿命化改修

① 予防保全

- ア 計画的に施設整備の点検・修繕を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」の管理体制を構築する。

* 長寿命化改修

老朽化した建物について、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げる改修を行うこと。

イ 学校施設の劣化状況や教育内容及び方法への適応状況など適切に把握するとともに、把握したデータを基に評価を行い、適時・適切な整備ができるよう、改修実施時期や規模等を定めた中長期的な設備計画を策定し、計画的に整備する。

② 改修の考え方

長寿命化改修にあたっては、単に数十年前の建築時の状態に戻すのではなく、近年の多様な学習内容・学習形態に対応した機能的な計画とすることにより教育環境の質的な向上を図る。

3-IV 今後の課題

少子化の動向や児童生徒数の将来推計を反映した学校施設の適正配置や他の公共施設との複合化の検討など、区長部局と連携し、施設整備に関して、今後必要な情報の収集や分析等を行いつつ、更に検討を行っていく必要がある。

2 周知・進行管理

(1) 計画の周知と実践

本計画は、豊島区で学び生活する幼児・児童・生徒が、目指す子ども像である「夢に向かって 未来を切り拓く としまの子」として健やかに成長していくよう、進めていく施策を示したものである。

この計画を着実に推進していくためには、「子どもに学びがいを、教師に教えがいを、学校に元気を」を合言葉に、教育委員会、学校（幼稚園を含む。以下同様）、家庭、地域が、施策の実施に関する役割分担を明確にして遂行していく必要がある。学校が取り組む課題には、全校が一致して取り組むものや、個々の教員が毎日の授業実践のなかで対応していくもの、教育研究校を指定し先進的に取り組んでいくものがある。そのため、計画の推進にあたっては、校長会・園長会での協議や教育の実践者である教職員への十分な周知と理解が大切である。それと同時に、学校の教育活動とともに進め支援していただく家庭や地域などへ、広く計画を周知して協力体制を築いていく必要がある。

(2) 計画の進行管理

本計画を実行性あるものとするためには、適切な進行管理が不可欠である。計画の進行管理は、毎年、学校等の協力を得て実施状況を検証していくとともに、重点施策は未来戦略推進プランで重点施策に盛り込み、区長の主宰する総合教育会議及び教育委員会の基本方針に位置付けて推進していく。

(3) 成果指標と目標

施策の成果を測ることを目的として、施策ごとに成果指標を設定する。成果指標の目標年度は平成31年度（5年目）とする。

指標1 「確かな学力」の育成について

① 「区独自の学力調査」の各教科の学習状況について、「おおむね満足」

- と評価できる児童・生徒の割合が70%以上となることを目指す。
- ② 「区独自の学力調査」の意識調査において、「もっと勉強して、いろいろなことを知りたいと思う。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が70%以上となることを目指す。

指標2 「豊かな人間性」の育成について

- ① 各小・中学校が実施する児童・生徒アンケートにおいて、「学校生活は楽しい・充実している。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が75%以上となることを目指す。
- ② 「区独自の学力調査」の意識調査において、「人の役に立つことを、自分から進んでする。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が80%以上となることを目指す。

指標3 「健やかな心と体」の育成について

- ① 「区立小・中学校児童・生徒の体力・運動能力調査」で、全ての種目(8種目)で都の平均を上回ることを目指す。
- ② 「区独自の学力調査」の意識調査において、「早寝・早起き・朝ごはん」の推奨という項目に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が90%以上となることを目指す。

指標4 教師力の向上と教育環境の整備について

- ① 「区独自の学力調査」の意識調査において、「学校の授業はよくわかる。」という質問に肯定的な回答をする児童・生徒の割合が70以上となることを目指す。
- ② 児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における不登校出現率について、小学校0.2%以下、中学校2%以下となることを目指す。

指標5 地域に信頼される教育について

- 各小・中学校が実施する保護者アンケートで、学校の教育活動に「大変満足している」「満足している」と回答する保護者の割合が70%以上となることを目指す。

指標6 未来を切り拓くとしまの子の育成

- 区立幼稚園が実施する保護者アンケートにおいて、「幼稚園の教育に満足している。」という質問に肯定的な回答をする保護者の割合が70%以上になることを目指す。

参 考

参
考

参考1 豊島区教育ビジョン検討委員会での検討経過

開催日	主な議事
第1回 平成26年7月11日	<ul style="list-style-type: none">・豊島区教育ビジョン検討委員会の運営について・豊島区教育ビジョン2010の改訂について・豊島区教育ビジョン2010の改訂に係るアンケート調査報告・豊島区教育ビジョン2010策定後に対応した新たな課題・隣接校選択制について
第2回 平成26年9月11日	<ul style="list-style-type: none">・教育ビジョン改訂の背景・今後5年間で取り組むべき施策分野と施策体系
第3回 平成26年11月19日	<ul style="list-style-type: none">・教育ビジョン2010前期の実施状況・教育ビジョン2010策定後の新規事業実施状況・小中一貫教育について
第4回 平成26年12月18日	<ul style="list-style-type: none">・地域と学校との連携について
第5回 平成27年1月30日	<ul style="list-style-type: none">・教育ビジョン2010後期の施策体系及び実施事業・隣接校選択制について
第6回 平成27年3月26日	<ul style="list-style-type: none">・教育ビジョン2015について・パブリックコメントについて

参考2

豊島区教育ビジョン検討委員会運営要綱

平成 26 年 7 月 7 日
教 育 長 決 定

(目的)

第1条 この要綱は、「豊島区附属機関設置に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき設置する「豊島区教育ビジョン検討委員会」(以下「委員会」という。)の運営について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を豊島区教育委員会に報告する。

- (1) 平成 22 年 3 月策定の「豊島区教育ビジョン 2010 豊島区教育振興基本計画」の改定内容に関すること。
- (2) その他豊島区教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(定数・組織)

第3条 委員の定数は条例に定めるとおりとし、次に掲げる者で組織し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内関係団体代表者（別表のとおり）
- (3) 公募委員
- (4) 関係行政機関の職員（別表のとおり）

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、条例に定める日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は互選する。
- (2) 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。
- (3) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(開会・議決)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会が定める。

附則

この要綱は、平成26年7月7日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 区内関係団体代表者

区立小学校 PTA 連合会
区立中学校 PTA 連合会
豊島区町会連合会
豊島区民生委員児童委員協議会
豊島区保護司会
豊島区青少年育成委員会
区内私立幼稚園
区内私立保育園

(2) 関係行政機関の職員

教育長
区立小学校長
区立中学校長
区立幼稚園長
政策経営部長
子ども家庭部長
教育総務部長

参考3 豊島区教育ビジョン検討委員会 委員名簿

	構成	所属	氏名	備考
1	学識経験者	学識経験者	加藤 幸次	上智大学名誉教授
2	学識経験者	学識経験者	緑川 哲夫	東京農業大学教職・学術情報課程教授
3	区内関係団体代表者	区立小学校保護者	秋山 佳道	豊島区立目白小学校 PTA会長
4	区内関係団体代表者	区立中学校保護者	守屋 仁子	豊島区立中学校 PTA連合会会長
5	区内関係団体代表者	豊島区町会連合会	田中 英治	豊島区町会連合会副会長
6	区内関係団体代表者	豊島区民生委員・児童委員協議会	武藤 節子	豊島区民生委員・児童委員協議会池袋西地区会長
7	区内関係団体代表者	豊島区保護司会	高埜 秀典	豊島区保護司会会长
8	区内関係団体代表者	豊島区青少年育成委員会	石川 智枝子	豊島区青少年育成委員会連合会会长
9	区内関係団体代表者	区内私立幼稚園	矢嶋 篤子	草苑幼稚園 園長
10	区内関係団体代表者	区内私立保育園	武居 裕子	豊島区私立保育園園長会会长
11	公募委員		ウイルコックス 珠江	
12	公募委員		北川 英恵	
13	関係行政機関の職員	教育長	三田 一則	
14	関係行政機関の職員	区立小学校 校長	田淵 貢造	仰高小学校 校長
15	関係行政機関の職員	区立中学校 校長	江川 登	西池袋中学校 校長
16	関係行政機関の職員	区立幼稚園園長	小林 幾子	西巣鴨幼稚園 園長
17	関係行政機関の職員	政策経営部長	齊藤 忠晴	
18	関係行政機関の職員	子ども家庭部長	石橋 秀男	
19	関係行政機関の職員	教育総務部長	天貝 勝己	

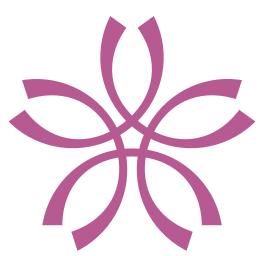
豊島区教育ビジョン2015

－豊島区教育振興基本計画－

平成27年(2015年)3月

豊島区教育委員会

豊島区教育総務部教育総務課
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
電話 03-3981-1591
FAX 03-3981-3019



豊島区